

平成26年第4回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号 (6月9日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸般の報告	4
村長挨拶	5
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
一般質問	8
宗田雅之君	8
星一彌君	16
前田武久君	26
関根政雄君	36
報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑	46
議案第41号～議案第43号の上程、説明、質疑、採決	48
議案第44号の上程、説明	52
議案第45号～議案第50号の上程、説明	53
散会の宣告	59

第2号 (6月11日)

議事日程	61
本日の会議に付した事件	61

出席議員	6 2
欠席議員	6 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 2
職務のため出席した者の職氏名	6 2
開議の宣告	6 3
議事日程の報告	6 3
議案第 4 4 号の質疑、討論、採決	6 3
議案第 4 5 号～議案第 4 9 号の質疑、討論、採決	6 3
議案第 5 0 号の質疑、討論、採決	6 7
請願第 3 号の審査結果報告、質疑、討論、採決	6 7
議員派遣について	6 9
日程の追加	6 9
議案第 5 1 号の上程、説明、採決	7 0
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
閉会中の継続審査申し出について	7 1
閉会の宣告	7 1
署名議員	7 3

第 4 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成26年第4回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

平成26年6月9日(月曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
提案理由説明・質疑
- 日程第 5 報告第 2号 事故繰越し繰越計算書について
提案理由説明・質疑
- 日程第 6 報告第 3号 白河地方土地開発公社の経営状況について
提案理由説明・質疑
- 日程第 7 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて
鮫川村税条例等の一部を改正する条例
提案理由説明・質疑・採決
- 日程第 8 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて
鮫川村国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例
提案理由説明・質疑・採決
- 日程第 9 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて
平成26年度鮫川村一般会計補正予算(第1号)
提案理由説明・質疑・採決
- 日程第10 議案第44号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第11 議案第45号 平成26年度鮫川村一般会計補正予算(第2号)
提案理由説明
- 日程第12 議案第46号 平成26年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
提案理由説明

日程第13 議案第47号 平成26年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第14 議案第48号 平成26年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第15 議案第49号 平成26年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第16 議案第50号 白河地方広域市町村圏整備組合理約の変更について

提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	岡部	明君	2番	宗田	雅之君
3番	前田	雅秀君	6番	蛭田	武彦君
7番	星	一彌君	8番	関根	政雄君
9番	山形	郁夫君	10番	早川	正博君
11番	前田	武久君	12番	坂本	忠雄君
13番	前田	三郎君			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂	勝弘君	副村長	白坂	利幸君
教育長	奥貫	洋君	総務課長	石井	哲君
企画調整課長	小松	毅君	住民福祉課長	鈴木	眞理子君
農林課長 兼任農業委員会 事務局長	本郷	秀季君	地域整備課長	佐藤	博君
教育課長	須藤	健君			

職務のため出席した者の職氏名

議 会 増 谷 隆 夫
事 務 局 長

書 記 渡 邊 敬

◎開会の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第4回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

○議会事務局長（増谷隆夫） 諸般の報告をいたします。

報告第1号から報告第3号までの報告3件及び議案第41号から議案第50号までの10議案が村長より提出され、本日、議長において受理しました。

本議会に、村長及び教育委員会教育長、農業委員会事務局長に出席を求めました。

村監査委員より例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

受理しました陳情書、請願書は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

次に、議員派遣及び出張関係であります。

初めに、議員派遣であります。5月15日に町村議会広報研修会のため議員6名を郡山市に派遣しました。

出張関係です。4月16日、東白川地方町村議会議長会定例会のため議長が棚倉町に、4月23日、白河圏域市町村行政懇談会のため議長が白河市に、5月2日、平成26年第2回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会のため星一彌議員及び前田武久議員が白河市に、5月27日から28日、第39回町村議会議長・副議長研修会のため副議長が東京都に、6月3日、福島県町村議会議長会定例総会のため議長が福島市に、6月8日、第64回地方植樹祭のため議長

が埴町に、それぞれ出張いたしました。

これから自治功労者の表彰伝達を行います。

去る6月3日に開催されました福島県町村議会議長会定期総会において、町村議会議員として11年以上在職し功労のありました鮫川村議会議長前田三郎さん、そして鮫川村議会議員関根政雄さん、同じく山形郁夫さん、同じく早川正博さんが自治功労者として表彰を受けました。その表彰状の伝達を行います。

それでは、前田三郎さん、どうぞ前に出ていただきまして、副議長、お願いします。

○副議長（坂本忠雄君） 表彰状。前田三郎殿。あなたは多年、議会議員として郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興・発展に貢献されました。その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成26年6月3日。福島県町村議会議長会長八島博正。

議長。

○議会事務局長（増谷隆夫） 続きまして、関根議員、山形議員、早川議員、前へお願いします。

○議長（前田三郎君） 表彰状。関根政雄殿。あなたは多年、議会議員として郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興・発展に貢献されました功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成26年6月3日。福島県町村議会議長会長八島博正。

表彰状。山形郁夫殿。あなたは多年、議会議員として郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興・発展に貢献されました功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成26年6月3日。福島県町村議会議長会長八島博正。

おめでとうございます。

表彰状。早川正博殿。あなたは多年、議会議員として郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興・発展に貢献されました功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成26年6月3日。福島県町村議会議長会長八島博正。

おめでとうございます。

○議会事務局長（増谷隆夫） おめでとうございます。

以上で表彰の伝達を終わります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（前田三郎君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第4回の鮫川村議会定例会の開催に当たり、全議員ご出席のもとに議案のご審議をいただきますこと、厚く御礼を申し上げます。

また、今ほど議長さん初め、関根議員、山形議員、早川議員、それぞれ長い間、地方自治の振興にご尽力されましての表彰受賞、まことにおめでとうございます。どうぞ引き続き、皆様方のお力をお借りし、鮫川村の振興に努めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願い申し上げ、お祝い申し上げたいと思います。

また、平成25年度の村政につきましては、組外分1件を除いて完了となり、全納税組合継続完納57カ年を達成することができました。完納に向けてご協力をいただきました議員さん方、そして区長さんを初め、関係者皆様、そして全納税者の皆様に心から御礼と感謝を申し上げます。

今月22日の日曜日に、納税表彰式、そして組合長会議を開催いたしますので、議員皆様方のご出席をお願いするところであります。

さて、今年度が第3次振興計画の最後の年次となり、昨年からの4次の計画の準備を進めてまいりましたが、先月、村づくり委員に応募いただきました20人の方々に委嘱状を交付させていただきました。

委員の構成につきましては、20歳から30歳代が10人、40歳から50歳代が4人、60歳以上の方が6人となっております。また、職業別には農業が6人、商工業者が8人、その他が6人となっており、男女別では男性が18人、女性が2名となっております。

今後、7月ごろに予定しています地区懇談会で、村民の皆様のご意見を頂戴し、そして村づくり委員会等の議論を重ねまして、今後10年間の村づくり方策を練ってまいりたいと思いますので、また、この件につきましては一般質問にありますので、そちらのほうで詳細につきましては答弁をさせていただきたいと思います。

さて、今定例会でご審議をいただく議案についてであります。報告案件が3件、専決処分の承認を求める議案が3件、条例議案が1件、平成26年度の会計補正予算、一般会計と4つの特別会計合わせましての5議案、その他の議案1件、合計10議案と3件の報告案件であります。また、このほかに人事案件1件を追加提案する予定にしております。

十分にご審議をいただき、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げ、ご挨拶といた

します。

○議長（前田三郎君） これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

2番 宗 田 雅 之 君 及び

3番 前 田 雅 秀 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。

その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

去る6月2日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程等について協議をいたしました結果、会期については、本日から6月11日までの3日間とし、日程についてはお手元に配付いたしてあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（前田三郎君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から6月11日までの3日間と決定いたしました。

◎一般質問

- 議長（前田三郎君） 日程第3、一般質問を行います。
順番に発言を許します。
-

◇ 宗 田 雅 之 君

- 議長（前田三郎君） 2番、宗田雅之君。

〔2番 宗田雅之君 登壇〕

- 2番（宗田雅之君） 平成26年度第4回定例会におきまして、次の2点について、村そして村長のお考えをお伺いいたします。

第1点目、高齢者対策についてお伺いします。

全国的に高齢化と単身化の同時進行に伴い、ひとり暮らしの高齢者が年々増加しているのが現状であり、本村においても例外ではなく、多くの高齢者世帯、そしてひとり暮らしの高齢者が多くなり、このような方々が体調を崩し、自宅で暮らせなくなったとき、どのような選択肢があるのか。

現在、病院、介護施設が満床で入れない状況である中、村として、これらの対策、施策をお伺いいたします。

- 議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

- 村長（大樂勝弘君） 2番、宗田雅之議員の高齢者対策についてのご質問にお答えを申し上げます。

初めに、高齢者人口の現状であります。ここ10年の鮫川村の高齢者人口を見ますと、平成17年の1,305人をピークに、平成20年までほぼ横ばい、微減でありましたが、その後徐々に減少を続け、平成24年には1,217人と、平成17年に比較しますと88人の減少が見られました。

また、平成26年5月1日現在では1,218人と、高齢者人口は減少しているところですが、総人口も、平成17年の4,503人に比較しますと638人減少し、3,865人でありますので、高齢化率は31.5%と伸びております。

国立社会保障人口問題研究所の20年12月の推計によりますと、平成32年の鮫川村の状況は、

総人口が3,500人、高齢者人口が1,300人、高齢化率が37.2%と推計した数字が示されております。

ひとり暮らしの高齢者は、平成25年度末の民生委員による実態調査によりますと、63人と、平成22年国勢調査時の単独世帯より減少しているところであります。宗田議員のご質問の、ひとり暮らしの高齢者が体調を崩し自宅で暮らせなくなったときに、どのような選択肢があるかのご質問であります。議員もご承知のとおりであります。その体調の程度によりますが、病院への入院、介護認定を受け、介護施設、養護老人ホームなどの福祉施設、有料老人ホームなどが考えられます。また、家族などの見守りが必要かと思いますが、在宅での訪問介護や訪問看護を受ける方法もあります。

村には、介護施設として介護事業所「ひだまり荘」、介護支援事業所も「ひだまり荘」です。介護予防支援事業所を村の社会福祉協議会が居宅または在宅サービスの運営に当たっております。

また、みやぎ会が運営しております認知症対応型共同生活介護グループホーム「さめがわ」や、地域密着型介護老人福祉施設特別養護老人ホーム「さめがわ」において、地域密着型サービス事業を行っておるところであります。

また、自立した生活を送ることが要件であります。高齢者の居住の安定確保及び高齢者の福祉向上を目的に整備した高齢者総合福祉センター「ひだまり荘」の居住棟や高齢者の有料賃貸住宅では、生活支援員の見守りを受けながら生活することができる施設があります。自立した生活ができない高齢者を独居にしておけないとの思いから、子供が引き取り、同居されることもあります。

高齢者の状況によりまして、さまざまな選択肢がありますので、高齢者の扶養義務者である親族や家族の方が相互相談、支援事業の役割を担っております地域包括支援センターにご相談をいただき、状態を把握した上で適切な対応、指導を図っているところであります。

現在の介護施設の状況ですが、特養「さめがわ」の生活介護は29人満床となっております。グループホームはしばらくの間、2カ月ほどだそうです。1人の空きがありましたが、つい先日満床になったようであります。棚倉町にことし10月ごろに開所される特別養護老人ホームは80床の定員と聞いておりますので、待機者の減少が図られるのではないかと思います。

今後は、近隣の動向や、平成27年4月に施行されます医療介護一括法の具体的な市町村の役割が明確に示された上で、高齢者のニーズの把握に努め、高齢者が安心して暮らせる村づ

くりの施策の検討をさらに進めてまいりたいと思います。

以上で2番、宗田雅之議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 現在の特老の待機者はどのくらいいるんでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 29人だそうです。ただ、何カ所にもまたがって重なっているんですね。ですから、その辺がよく確認できませんが、重なってはいるようです。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 現状で29人。2012年に団塊の世代の方が高齢者に該当して、今、全国的に3,000万人。2040年まで、この数値が伸び続けるという報告があります。こういうときに、高齢者対策というのは本当に急務なことであると思いますが、例えば特老に入れる方は、まだいいんですよね。特老に入れない方、今現在待機している方、そしてやっぱり、どうしても民間のある程度の施設に入ろうとすると、かなりの高額なお金を必要とします。

そして、今、村長にご答弁いただいたんですけども、在宅介護という話が出ました。あと、病院の問題も出ました。今現在、全国的に病院に入れない高齢者もいっぱいおります。在宅介護も、村のほうで現在、在宅介護、いろいろな施策を使ってやっておりますが、これから将来的にわたって若者が減少していく中で、これがいつまで継続できるものなのか。私らはちょっと疑問に感じます。だから、これらに対する施策というのは、やっぱりもう、いち早くとっていく、そういう対策を練っていく。これが本当のこれからの村の高齢者に対する施策だと思いますが、その点についてお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、宗田議員も十分ご承知と思いますが、ことしの4月には2020年対策。と申しますのは、団塊の世代が後期高齢者の年代になる世代であります。この時代が、今ほど言われたように3,000万人になるときに、日本はどうなるんだという、病院も介護施設もいっぱいになるのではないかと。そういう思いで、今ほど、27年ですから来年4月に医療介護一括法の具体的な施策が示されます。この時点でいろいろ研究する必要があるのではないかと思います。

村では、今のところ、この小さな村で考えられる、予想される精いっぱいのことをやっておりますし、そういった不自由な思いを、この管内は大丈夫なのではないか。特に、棚倉町にまもなくオープンすると思いますが、80床の新たな特老の施設ができます。こういったこ

とで、私は村の鮫川のみやぎ会にお願いして、もうちょっと、あと1棟を建てて29人の地域密着型というお話をしましたが、なかなか将来を見通したときに経営が容易でないという数字も一方ではあるようです。

こういったことで、まずはしっかりと自宅で介護できる体制、そしてみずからもしっかりとみずからの責任で、これからの人たちは健康な生活を送っていただけるような、そういった生活に気をつけて、食生活に気をつけて、健康な老後を迎えていただきたい。そして、そういった介護の施設にお世話にならないような生活をできればお願いしたいということで、後の本当に後期高齢になったときの生活は、しっかりと村で支えるような、国の政策に基づき検討してまいりたいと考えております。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 今、もう都会では、社会福祉法に定められている無料低額宿泊所というのがあるそうです。これは、お金がない方、所得のない方、身内のいない方が入る施設だそうです。これは3畳1間、身の回りは自分で全部やらなければならないという、そういう中で本当に多くの方が、孤独死になっている方がかなりいるそうであります。そういうことにならないように、私は村もそういう施策を一層進めていただきたいと思ひまして、1つ提案がございます。

私らも、いつもお客様とお話ししていることがありまして、特に高齢者とお話しするときに、「ひだまり」の近くに集合住宅なるものをつくっていただけないでしょうかと。そこにつくっていただければ、介護はもちろん「ひだまり」は近いし、そこにいっぱいというか、自分たちが住んでいれば、病院の対応も早いでしょうし、冬の雪対策だって十分可能ではないかと、そういうご意見をいただきました。そういう施策というのは、村として少し考えていただけないか、村長のお考えをお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 村では、「ひだまり荘」の中に居住棟、そして高齢者の有料賃貸住宅がございます。この施設の充実が、今、議員のお話しされた考えにマッチングするのではないかと思います。こういった施設を住民の要望に、恐らくこれから先、こういった形が想像されるか、その時代時代に合った、増床するなり、あるいはまた違った利用をするなりして、あの「ひだまり荘」の付近に高齢者の優良賃貸住宅あるいは居住棟の整備で当座はしのげるんではないかと考えております。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 現在、自分の老後をみずからの手で選択できない時代。これが現在、そしてこれからもやってくるのではないかと私は危惧しておりますので、ぜひともそういう施策を行政、もちろん私たちも考えていかなければならないことだと思いますので、ぜひともお願いしまして、次に移ります。

放射性物質の今後の対策について。

福島原発から3年2カ月が過ぎ、除染作業、生物学的半減期によって年々減少するであろう放射性物質であります。原発事故当初から現在に至るまで、あらゆるものを通して私たちの体内に入ってきている放射性物質による人体への影響が、これからも心配されますが、これらの対策と検査体制の充実と、そのデータの管理は大変重要なものと考えます。

まして、若い人たちにとっては、ホールボディカウンターなどによる検査の強化継続は、若者たちに安心感を与えるとともに、これらのデータは将来にわたっての人的な風評対策、健康管理に意義のあるものと思っておりますが、今後の対応策をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 宗田議員の2点目の質問、放射性物質への今後の対策についてのご質問にお答えを申し上げます。

ホールボディカウンターによる内部被曝検査につきましては、県が主体で実施しており、県の検査実施計画では、平成23年3月12日時点で県内に居住していたおおむねゼロ歳から18歳以下の者、検査を希望する皆さんに対して、平成23年度から25年度までの間に1回、平成26年から27年度までの1回ということで、検査を実施するとされております。

鮫川村での検査は、平成24年度に、平成25年1月24日から2月9日までの13日間、4歳から18歳までの子供と妊婦等489名を対象に検査の案内をし、うち476名の方が、ほかの地域で57名の方が受診されているようでありますが、合計489名の方が検査済みであります。ですから、13名の方が受けていないんですね。これは、もう臆してもしようがない、安心だという思いなんでしょう。未検者は13名です。

また、平成25年度に9月9日から14日までの6日間、4歳未満の子供や18歳未満の子供のうち受検できなかった子供、妊婦115名を対象に、138名の方が受検されているようであります。検査の結果につきましては、受検者宛てに送付されております。全員、放射性セシウム1ミリシーベルト未満と推定され、県民健康管理課においてデータの管理をしておりますが、

県では健康に影響を与えるような数値ではないとの見解を示しております。しかし、中には不安に思われる方もおりますので、不安を払拭するため、県のホールボディカウンターによる内部被曝検査実施計画に沿って実施をしていく方針であります。

県では、平成26年1月から一般成人を対象に順次、各市町村の検査を開始し、本村においては平成26年、ことしの11月14日から12月11日のうち10日間の検査を実施予定であります。日程の詳細につきましては、県から通知を受け次第、村民の皆さんにお知らせをしたいと考えておりますので、希望者はぜひ受けていただきたいと思っております。

以上で、2番、宗田雅之議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 放射能汚染で、村を選択してここに居続けていてくれる多くの若い人たちの健康管理というのは、将来にわたって私は本当に重要なことであると思っております。

まして、人的な風評対策、これは全国的にあるらしいんですけども、嫁さんに行くときに、福島県の子供は放射線の影響を受けているから敬遠しますよなんていう話は聞いております。これも本にも載っていますから間違いなことだと思っておりますけれども、こういう対策、こういうお話に対応するのには、やっぱり多くの検査を数多くやって、そのデータをきちんととって、そのデータを開示する。開示しないで県とか自治体で持っていたでは、個人情報保護法というものもあると思っておりますけれども、全然問題ないのであれば、それは開示すべきであることだと私は思っております。

まして、これだけ鮫川村、今、約3,800人ですか、これから10年後3,500人、3,200人に減っていく中で、いかに定住化を図るべきかと考えたときには、そういうきめ細かな対策、そういうのが私は大変重要かと思っておりますので、その点について村長のお考えをお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、この放射能という厄介なものは目に見えない、臭いもしない、大変なくせ者であると思っております。この低線量での長期間での健康被害というのは、これは誰も正しい答えを導き出せないのが現状でありますし、また答えがないのが一番皆さんが不安がられていると思っております。

私は、鮫川村でもしこの原発事故により健康被害があった場合には、もう200万人の福島県はみな終わりだ、そういう思いでおります。ですから、安心して、やる必要がないじゃなくて、私はとても安心な地域だから皆さんに勇気を持って活動してもらいたいという思いでおりますが、ただ、このホールボディカウンターの必要性というのは当然自覚しております。

星議員から質問がありますが、その中で答えていきたいと思いますが、鮫川の山は通常より相当高い数字があらわれております。空間線量も山に入りますと、平場で生活している私たちの圏内とは相当違った数字があらわれています。子供たちは山に入るなどというのも無理ではないかと思えます。山に入ってしまう子供たちもいるわけですから、しばらく体内被曝線量は、しかと確認検査を続けてまいりたいと考えております。もちろん一般の方も、希望者は、ぜひ長くこういった事業は続けさせていただきますので、そういった受診する皆さんに負担のない方法で考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上で答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 世界から見た場合は日本は1つで、そして日本から見た場合は福島県は1つなんですよ。何ぼ少ないからといっても、見る目は福島県は1つであります。こういう風評にやっぱり対策を打つには、そういうきちんとした検査体制とデータづくり、そして安心・安全を伝えるのには、やっぱりそのデータの開示というのは、今、最初にお伺いしたんですけれども、お答えにはなっていなかったんですけれども、その点について再度。私は個人情報法も消防法でも、個人情報保護法というのが言われて、何でこんなに個人情報なのかなと。データが少ないならどんどんデータを開示して、みんなに示したほうが、鮫川村の人、やっぱりあとは他町村の人が安心して見てくれるんじゃないかな、そういう思いで開示したほうがいいんじゃないですかとお伺いをしているわけです。

それは村が国から県からそういうのをとめられているんだか何だか、私らはわかりませんけれども、データの的にはちょっと私個人的には聞いていないんですけれども、その点について再度お伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず今の宗田議員の質問ですが、個人の誰々さんのデータが何ぼだという数値は、これはとても無理だと思います。ただ、個人には通知してあります。ただ、鮫川村の子供たちには、そういった健康被害があるような数値は全て出ていないデータだけ、しっかりとつかんでおります。それが開示しなくてはならない、開示はインターネット上では、細かい数値等につきましては担当課よりお答えをさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木真理子君） ただいまの開示の質問なんですが、福島県のホームページに、県内全ての市町村の受検者数と、その状況について一切公表されているかとも思います。

それと、新聞にも何回か掲載されておりますので、それで開示というふうに解釈しているところなんです。

以上です。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） わかりました。

それとあわせてお伺いしたいんですけども、ホールボディカウンターの検査以外に、今、各土地の田んぼの検査をやっていますよね。そういうのは、1筆ごとの検査というのは相当の費用と時間を要するものでありますけれども、そういう検査体制というのは、土地から人間に対する影響というのも相当あると思いますので、そういう考えはあるでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず一番は、開示をして全く影響のない数字であるということは、皆さんにいつも報告してあると思います。ですから、きょうも星議員の質問の中に、落ち葉等の、山林等の空間線量のお話もあるようです。そういった中で、ほとんどは安心な範囲内ではありますが、健康被害についてです。ただ、使える状態かという、そうではないんですね。

ですから、きょう、この議論の中で皆さんにそういった数字は提示したいと思います。とても不安といえば不安ですが、とても健康被害があるような数字ではないことだけは、お答えをさせていただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 今、1筆ごとの土地の検査という話をしたんですけども、それはどうでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 1筆ごとの、これは昨年皆さんに公表しております。そして、地図上でもあらわして配布もしております。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） すみません。私も1筆ごとではないと思っていたんですけども、全体的なものかと思っていたものですから、失礼しました。

今、NHKの大河ドラマで「軍師官兵衛」というの、竹中半兵衛さんでやっていると思います。黒田官兵衛さんの憧れた竹中半兵衛さんという方。これは豊臣政権をつくるのに基礎となった方で、それを見習って黒田官兵衛さんが天下とりに豊臣秀吉を導いた方だと思いま

す。その竹中半兵衛さんのお言葉に、「慈想仁愛の心無き軍師は天下を統べる資格なし」という言葉を残しています。つまり、人に思いやりと優しい心、そういう接する心で行政の長、村長は事に当たってくださいという意味であります。

我々、我が村の村長さんは、そういう仁愛の心を旺盛に持っている方だと思いますので、今後ともこういう高齢者福祉、若者の検査体制の強化をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 星 一 彌 君

○議長（前田三郎君） 7番、星一彌君。

〔7番 星 一彌君 登壇〕

○7番（星 一彌君） 今定例議会におきまして放射線、いわゆる東日本大震災にかかわる下記の点につきましてお伺いをいたします。

本村の取り組む課題と対応についてでございます。

あの未曾有の東日本大震災から3年3カ月を迎えようとしております。しかしながら、いまだに地下水、汚染水等の処理対策等で本来優先して実施されるべき廃炉作業の先が見えない状況であります。

海外や国内各地で福島を勇気づける事業を展開される中、「美味しんぼ」問題等で国民はもとより県民も不安を感じ、特に子供たちの健康には十分管理をし、不安を払拭することによって解決されるものと思うので、万全を期すべきであろうと思います。

あの震災の教訓として、少しずつではありますが、対策が打ち出されようとしておりますが、本村にかかわる課題についてお伺いをいたします。

まず1点、東京電力補償による乾草支給終了後の牛の餌の確保の件についてであります。

2点目、森林放射線量の変化と除染状況であります。3点目、広域市町村圏での災害時における生活物資の確保・供給に関する協定内容について。4点目、福島県の広域避難計画に対する対応と課題について、以上4点について村長にお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員の質問にお答えをいたします。

まず1番目の東京電力補償による乾草支給終了後の牛の餌の確保について、お答えを申し

上げます。

東日本大震災及び原子力災害から、まもなく3年3カ月が過ぎようとしています。特に原発事故による放射能汚染は、農林畜産業の振興に多大な悪影響を及ぼしてきたところです。その一つとして、牛の自家用粗飼料であった牧草や土手草が食品衛生法の暫定基準の厳格化に伴い、平成24年4月1日の施行に伴い、村内全ての牧草が給与できなくなるという窮地に立たされ、緊急対策といたしまして鮫川村原子力災害放射能汚染対策粗飼料安定供給事業に取り組んできたところであります。議員の皆様のご協力とご理解に感謝を申し上げるところであります。

この安定供給事業につきましては、2年3カ月にわたり実施してきましたが、このほど所期の目的が達成されたものと判断し、ことし6月ですから、今月分の輸入乾草の農家配布をもって終了としたところであります。

その枠としましては、営農再開支援事業等の実施により、除染の希望者に対し、放牧地を除き大部分の農地除染が完了したということであります。平成24年度に78.3ヘクタール、25年度に68.4ヘクタール、合わせまして146.7ヘクタールの農地が除染完了しました。完了したことにより牧草が利用できる状況になったことと、さらに水田の畦畔草は農家の利用計画によって利用自粛規制の解消が見込まれることなど、自給飼料の確保が十分に見通せることに至ったなどの理由からであります。

除染後の牧草を利用するにはモニタリング検査が必至となります。現在の検査結果では、セシウムは検出なし、または基準値の100ベクレル以下の検査結果となっております。除染後に100ベクレルを超した資料は全てありません。

今回始めました水田の畦畔草についても、ほとんどが検出なしなんですね。ですが、一部に100ベクレル以下の数値、50ベクレルぐらいの数値が2件ほど確認されておりますが、これも値としては何ら差し支えない数値であります。

このたびの乾草配布事業終了に当たっては、4月17日に該当の畜産農家を対象に説明会を開催させていただきました。この席上において、水田の畦畔草の利用については、モニタリング検査結果が大丈夫でも、野草を刈り取る際の土の巻き上げなどによる不安があるとして、農家から心配の声が上がりました。

説明会には東電関係者が同席しており、協議によって、畦畔草の利用をするかしないかは、当面は農家個々の選択を認める方向になりました。この場合、畦畔草を利用せず乾草購入した場合の乾草代金は、東電賠償請求の対象となるということでもあります。東電は、この賠

償請求を受けるということでもあります。この場合には、各農家で乾草の調達を行うこととなります。

また、損害対象となる乾草購入代金の東電損害賠償行為は、個々の農家が請求することとなります。損害賠償請求に関しましては、統一的な書類等の準備等については、村でも該当農家を十分支援していく考えでおります。

次に、2番目の森林放射線量の変化と除染状況についてお答えを申し上げます。

こちらも原発事故が原因で放射性物質が拡散され、かけがえのない里山景観や豊かな森林資源に降り注ぎ、とうとい自然を私たちの暮らしから奪い去ったものであります。

まず、お尋ねの森林放射線量の変化についてであります。原発事故が発生いたしました平成23年11月において、森林の空間放射線量を測定し、落ち葉の放射性セシウム濃度検査については、村内各大字の山林から採取して分析を行っております。さらに今回、放射線量等の比較を行うため、同地点付近における分析調査を実施しましたが、次のような結果となっております。

まず、空間放射線量測定内容です。10地点での計測です。地上1メートルでの空間放射線量となります。

平成23年11月です。この当時、施行しました地点では最低0.13シーベルトありましたが、26年6月では0.11となっております。これは、赤坂・中野・館山付近であります。最高値は0.5マイクロシーベルトありました。これが現時点では0.47、青生野地区の十日塚地内であります。平均して0.22シーベルトが平成23年度に確認されたわけですが、今年度6月では0.21となっております。

平成26年度6月、この比較結果につきましては、平均値で4.5%の減少にとどまり、ほぼ横ばいでありまして、地域別結果では、青生野地区が高い値を示しております。

この一覧表を皆さんに差し上げたほうがいいですよ。

〔「開示できるのであれば」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） ただ、ちょっと気になるのが、不安をあおるような数値も一部あるわけなんです。ですが、健康被害は、私は、もう絶対ない数値ですから、どうぞ皆さんの胸のうちにしまっておいてくださるということで、皆さんに文書を差し上げたいと思います。

比較結果については、以上の4.5%の減少だったんですね。

次に、落ち葉の放射性セシウム濃度の分析結果内容ですが、村内の15の地点の土壌表面から採取し、分析をしております。

平成23年11月に、最低、これは渡瀬の越虫地内での結果ですが、1,017ベクレルです。これが26年度6月、3年後にはかったところ630ベクレルでした。最高は青生野の鹿角平です。2万9,433ベクレルありました。これが現時点では、26年6月です。今月です。5,483ベクレルですが、5,400ですからね。決して低い数値ではないんですね。比較結果につきましては、平均値で84.4%と、非常に高い減少率となっております。2万9,433ベクレルが5,483になったということですね。

検査結果を見ますと、空間の放射線量はほとんど下がらず横ばいとなっておりますが、落ち葉の放射性セシウムの濃度は8割以上の低下が見られたということでもあります。環境省の資料によれば、3月の原発事故当時では、広葉樹は落葉しており、放射性セシウムは枝や幹に付着したものの、大部分は森林の落ち葉や地表に付着し存在しますが、時の経過とともに林床に下降していることが調査で明らかになっています。

今回の調査で、落ち葉の低減傾向は、2年間の新しい落ち葉が積もったことや、放射性セシウムが土壌中へ浸透したことにより低減したものと考えられます。

次に、森林除染につきましては、本村は汚染状況重点調査地域に指定されておりますが、環境省所管である生活圏から20メートル程度の範囲での森林除染を除染計画に基づき青生野地区において業務委託の発注をしています。

また、平成25年度からは、農林省所管によるものですが、福島森林再生事業がスタートしました。こちらは民有林の間伐による森林整備と放射性物質対策を目的としたものですが、実質的には、今年度から戸草地区を事業箇所として始めさせていただきます。ご承知のとおり、森林面積は村では7割を超え、放射性汚染は広範囲にわたっております。森林内での表土の除去は厳しく、大雨の際の土砂崩れの危険性もあります。本格的な森林除染には至らないのが実態となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で星議員の答弁にかえさせていただきます。

〔「3番、4番がまだ抜けているね」「後でも構わないんだけど」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 今やっちゃったらいいべ。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 3番目の質問であります広域市町村での災害時における生活物資の確保ですね。本村においては、平成21年6月に策定の鮫川村地域防災計画において、食料、生活物資の調達及び確保について、村が行う取り組みの内容を定めております。

ご質問の協定についてであります。この協定は白河地方広域市町村圏構成市町村において災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、構成市町村が白河青果株式会社及び丸水白河魚市場株式会社に対して、生活物資の確保及び供給の協力を要請することについての協定を行ったもので、本年5月2日に締結をさせていただきました。

協定で定める生活物資の種類については、生鮮食料品、その他の必需品とされる物資とされております。

村では、地域防災計画において県が実施する生活物資供給体制の活用とともに、村民の非常用生活物資の確保のため、販売業者等と物資調達に関する協定を締結するなどの生活物資調達体制の整備に努めるとしております。今後も、災害発生時における応急対策活動を行う体制づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

次に、4番目の質問であります福島県の広域避難計画に対する対応と課題についてのご質問であります。

本計画では、東日本大震災直後の初動対応における主な課題として、「複合災害の想定が不十分であった」、「災害対応体制、通信設備の被災により通信手段が制約された」、「情報連絡体制、避難先の確保、受け入れなど、広域避難のスキームが不備であった」、「住民の避難対策、燃料・物資等の調達困難及び風評被害に伴う輸送拒否等への対応が不備であった」、物資の調達供給の4点の課題が明らかになりました。

これらを踏まえ、万が一、今後、東京電力株式会社福島第一及び福島第二原子力発電所において、新たな原子力災害が発生もしくは発生するおそれがある場合において、福島県地域防災計画に基づき、市町村域及び圏域を超えた住民避難等の応急対策が迅速に実施できるよう、計画がされました。

内容的には、県防災計画の規定に基づき、広域避難における基本的なフレームを示し、県防災計画を定める重点区域である13市町村を対象とした避難先市町村、避難手段、避難ルート等を定めたものであります。避難元市町村と避難先市町村のマッチングについては、東日本大震災の人口を基本として設定されております。

計画の中では、受け入れに対する市町村の報告に基づき、避難者の受け入れ態勢について盛り込まれ、避難先市町村については県内避難対象区域を除く46の市町村のほかに、茨城県も対象としています。鮫川村が受け入れる避難元は田村市滝根地区で、900人が国道349号線を避難ルートとして避難するようになっております。

本村の避難所の受け入れ可能数は全施設で1,986人となっておりますが、受け入れに際しての人的要因や食事提供体制などの実際の運営を考慮し、900人とされています。また、大震災の際、避難住民の避難先が分散したことにより地域コミュニティが崩壊し、避難生活と自治体運営に著しい支障を生じたことから、可能な限り分散を避けた避難ということで、田村市滝根地区5,000人は東白川郡内の町村に避難する計画となっております。

このように、避難先が複数の市町村となる場合は、分散しないように隣接している市町村を受け入れ市町村となるよう考慮されています。

本村においても、現行の鮫川村地域防災計画が東日本大震災の発生前に策定されたものであることから、今後、原子力災害等を想定した計画を加えるとともに、内容を再点検してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いし、7番、星議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） それでは、最初の乾草のほうから再質問させていただきます。

汚染マップ等で、先ほど宗田議員にもお答えが出たようですけれども、汚染マップの状況から見ると、非常に放射線量の高い地域と比較的低い地域があるということはもちろん存じております。今度、乾草支給が原則的になくなるということになって、今先ほど村長の質問では、個人的な買入れも東電としては補償の対応になるということですから、比較的安堵感は持っております。

23年度からことしの6月まで調査したその変移というのは、もちろんそこまではとっていないでしょうけれども、先ほど100ベクレル以下が2件ほど発生したということですが、あれだけの汚染マップの中でこれだけの件数しか出ないということは、年々減量化されているということで理解してよろしいんですね。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） ただいまの質問は、私がお答えしたのは水田の畦畔の線量なんですね。水田の畦畔は毎年毎年はかっていますよね。ですから、土手草とかのり面の草とは違うんですね。

今回、暫定的に給餌していいよというのは水田の畦畔の草なんですね。ですから、そういった数字が出たものと思います。ですから、私は安心して与えても、村の土手草に限り、水田の畦畔に限り、大丈夫だと思います。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 年々、もう3年過ぎると半減とか何とかって報道的には出ております。その分はどこに行っちゃうんだという、これから再質問しますけれども、山林の地下に浸透し、それがだんだん下流にということになろうかと思うんですけれども、今度は鮫川一円の畦畔の草でも含めて家畜に与えるということになるわけですよ。そうした場合に、くまなく細かく検査しているからそういう問題は出ないと思いますけれども、これが鮫川全村の土手草あるいは飼料として餌として心配ないですよということで、あるいは村外に持っていく場合も想定されます。そうした場合に、長年その草を食べさせて、後からそういう問題が起きるということはあるんじゃないんですけれども、そういうことは心配しないでもいいと思うんですけれども、一番懸念される点というのは、畑の土手草でも田んぼの土手草でも、どうしても生草で持ってくる人というのは今、少なくなっているんですよ。ある程度、半乾燥とか乾燥させてから集めるということになると、どうしても土壌の粉まで含むのかなと。そうした場合に、その乾草にその土が、あるいはある程度含んでいる汚染土が絡まりはしないのかなと、そういう心配はするんです。その心配は大丈夫なんですよ。確認しておきます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 星議員の今の質問は、この供給事業をとりやめる、6月いっぱいやめる、説明会に畜産農家から来た人から出ました。土手草を刈って土を巻き上げて、これにセシウムがまざっく重なった場合、どうするんだという質問です。ですから、そういう思いがある人は、それは心配がある人は、畜産農家はやっぱりそういうのは心配なんですよ。そういった方は、ぜひ乾草の飼料を与えてください。これに対しては東京電力で補償しますと、こういった言葉をもらったんですよ。

ですから、これから先、そういった不安ながら土手草、ただ星議員、今、話しあったんですけれども、畑の土手草はだめなんですよ。畑の土手草は利用してだめなんです。牧草地であれば除染していますから、これはいいんです。牧草畑の場合はいいんですけれども、牧草畑は除染するんです。ですが、牧草畑の下の土手は利用してはだめなんですよ。これはまだ規制されているんです。この辺が農家にとって大きな負担だし、村でも、これをやめていいのかっていう思いがあったんです。

ただ、この畑の土手草まで利用できるようになると、何で牧草畑の除染をしたこの草は与えていて、また飼料をもらうのかという、いろいろそういう思いがあったんですよ。今の考えでは、この牧草畑の牧草で十分対応できるのではないかと、土手草を利用しないでもいいの

ではないかという思いです。

あと、水田の畦畔の草は、皆さんでモニタリングしながら利用して大丈夫という、測定の結果が出ているんですね、測定の結果が。ですから、まだ畑の土手の草、道路の土手の草、こういったものの利用はまだ見込めないんですね。この辺、自然減です。これは自然減を待ちながら農家への対応ということで、こういったのを利用している畜産農家もいるわけです。こういった畜産農家には、全て東電の責任で、この供給事業は補償はさせていただきますということを言っていますから、これはいろいろ厄介な事務があると思いますが、この厄介な事務は領収書ぐらい農家の人に持ってきてもらえば、あとは役場の中で請求はさせていただきますということで、畜産農家の理解はもらっています。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） どうも部分的にはいいんですけども、ここの部分はまだ駄目ですよということになると、鮫川のいわゆる土手の草は、全部はだめだということになるわけですね。

○村長（大樂勝弘君） そのとおりです。

○7番（星 一彌君） 畑の草はだめですよと。それ以外はいいですよということになると、今度は刈った境がどこなのかという、細かく言えばそういう不安が残ると思うんですね。ですから、畜産農家は大頭数立てている人ばかりいないわけですから、今までだって田畑の土手で畜産経営をしている人もいるわけですから、その辺はやはり、畜産農家は知っていると思いますけれども、一般農家からほかに譲る場合には、その辺のいわゆる村の指示といいますか、アピールといいますか、その辺はきちっとしておいたほうがいいと思いますよね。畑の草はとりあえず今はだめですよ、それ以外はいいですけどという、やっぱり限定つけていないと、ちょっと誤解を招くんじゃないかな、そういう感じしますので、それはひとつお願いしておきます。

それから、2つ目の線量の関係なんですけど、村としていよいよ本格的に「ゆうきの里づくり」ということで事業が展開される。何ととっても落ち葉の利用というのは、鮫川の有機の土づくりには欠かせないものだとということで事業が展開されたと思います。たまたまこういう事故があって、そうした中でこういう木の葉の林道も、先ほど村長のほうから報告ありました。

村で十何カ所……

○村長（大樂勝弘君） 15カ所でございます。

○7番（星 一彌君） 15カ所ですか。これも先ほど言ったみたいに、その地域によって線量というのはものすごく違うと思うんですよね。ですから、木の葉自体は、線量はものすごく低くなっていくと思うんですよね。ただ、地表面に落ちると、やはりその山林に浸透しているために、掃くと線量が高くなるというのが現状だと思うんですが、原発事故前に掃き集めた落ち葉、これは当然、焼却ははや、していると思いますけれども、それ以後は全然そういう放射線の関係で山には手をつけていないということですよ。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 落ち葉に関しては、他町村と違って鮫川村にはとても重要な資源なんですよ。ことしまでの26年までの散った落ち葉、これは今の時点では平均が1,600あるんですよ。村全体の平均が1,600あるんです。15点での線量結果です。ですから、これは使うわけにはいかないんですよ。ですから、もうしっかりとこの減量化事業あるうちに、もう一度、村全体、これは落ち葉の採取場所です。これはもう一度皆さんにお願いをして、収集してもらって、新しく27年度からの落ち葉を利用する。これしか今のところないですよ。この間、しようがない。ちょっと質は落ちますけれども、堆肥の熟成はもみ殻、あるいは菌床シイタケの殻なんかもあるんですよ。あとは稲わら、こういったので対応して、良質な堆肥の生産ということで頑張らせていきたいと思います。また、22年にさらった落ち葉が若干残っているようです。本当に大事に大事に使っているみたいです。

そういったことで、26年までの落ち葉は、秋にはもう一回全部きれいに収集して、新しい落ち葉の落ちるのを待ちたいと思います。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 一刻も早く、やはり村の大切な事業の一環でございますので、落ち葉の利用ということも早くやっぱり使えるようにすべきだと思うんです。それには、いまだその部分の除染はしていないと思いますけれども、やはり一度、震災後の木の葉をもう一度回収して、そして新たな木の葉を収集する。それを使えるようにするために、やっぱり策は必要だと思うんです。ですから、それは早くやっておかないと、年々使う年数が伸びてしまうんじゃないかなと思うんですが、村長としては来年から考えているということは、ことしのうちにその15カ所の全部はできなくても、その一部でも除染というか、震災後の木の葉は回収するというふうに考えておるんですか、村長。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 恐らく全部は無理だと思うんですけれども、申しわけないですけど

も、震災後に収集した落ち葉、24年分ですね。これはまだ山にあるんですよね、一部は。まだ山にあって危険だと申し出があった集落のほうは取りました。

そういったことで、その落ち葉の片づけが終わらないうちは収集できないんですよ。ですから、落ち葉のない地区から、それが始まらないと、また27年にはもう全然落ち葉がなくなりますから、こういった対応も必要であると思います。線量の低い地区で落ち葉が今、おりていない。そういった地区からことは始めさせていただくということで考えております。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） ぜひ線量の低い地区からでも、全部15カ所一挙にやるということはちょっと無理だと思いますんで、その辺は村の事業の計画の中で、一年でも早く実施できるような方向でお願いをしておきたいと思います。

続きまして、広域市町村圏あるいは福島県の広域避難計画、これあわせて質問したいと思います。

大体、東西白河圏の協定という、この前の東日本大震災に起きている部分のいわゆる物資の供給ということだろうと思います。ただ、この前の大震災の結果をひもとくと、やはりどうしても道路網の関係とか、それに付随して、いわゆる車の燃料とか、そういうものがやっぱり不足する。幾ら業者に物が山積みされても、そこまで目的地に達せないという条件。平成16年ですか、中越地震で被害を受けたある町村を見てきたんですが、ほとんどの山がやっぱり引き裂かれて、道路網が寸断されてしまう。そういうふうになると、物資の輸送というのもなかなか難しいのかなど。

ですから、この広域圏の避難計画と同じで、やはり道路網の整備とか、あるいは広域は県なんですけれども、当然、県からのそういう整備の計画というのは今後出てくるとは思いますけれども、先ほど説明ありましたように、田村市の滝根町ですか。900名をとというような報告ありました。当然、その時期によっても、その受け入れ態勢の条件が変わるとは思いますけれども、やはりとりあえず公共施設に一時避難するということになるかと思うんですけれども、現在、その緊急避難計画の中で、具体的な県からの道路整備とか、あるいは広域圏に関する道路整備とかという具体的な案がありましたら、ひとつお伺いしたいんですが。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 福島県では今、やっぱり命の道路ということで、この震災で体験したことは今、星議員が話されたとおり、道路が寸断されている支障を来したということで、道路の整備はとても大事だということで、震災に強い道路。それで、特に289号線、これは

浜から会津、会津から浜に抜けるととても大事な命の道路だという位置づけがされております。

それで特に、深沢の改修はとても大事だという思いで、昨年までですと4番目に位置づけられていたかな。私は村長になった当時、平成15年に一番先に挙げたんですね。深沢が一番だと。あれが整備されないと、鮫川の出口ないよ。冬はあそこを通れないんだよという思いでしたが、ここ四、五年のうちに、いや、村長、何せだんだんにしか直せないんだから順番に下げてくれということで、県西土木事務所ですか、いろいろ都合があるらしくて、3番とか4番とかに下げていたんですけれども、ことしまた1番に、向こうからのお願いで289号の改修工事は1番に上がりました。特に深沢です。ですから、緊急に整備されるということになりました。

こういったことで、県のほうも道路の大切さは十分承知して、まず289号はそういった形で。あと、横断道路として349号もとても大事だという思いは一緒であります。ですから、原発の避難地域ばかりでなくて、被災地域ばかりでなくて、こういった県南地方にもそういった施策は施される手はずになっております。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） これは、福島県の避難計画として、シミュレーションとして発表したことだろうと思います。当然、村としても受け入れ態勢を900名ということになりますと、あってはならないことかもしれませんけれども、対応だけはしなくてはならないということですから、当然、県の指令によって、またあちこち内容が充実してくるものと思います。それには当然、冬期間そういう事故が起きるかもしれないということになると、特に雪の対策ということも加味されるのかなと、そういうふうに考えております。

それから、東西白河との物資の供給問題で、やはり鮫川村という一つの村自体でとった場合に、やはり隣接町村との対応というのも必要ではないのかなという、先ほど中越地震のことで一部申し上げましたけれども、そういう広域市町村圏の白河ということになると、むしろそれよりも、郡は違いますけれども近接町村とのやはりそういう協定というのも必要かなと思うんですけれども、これは別に答弁は求めません。今後やっぱり、そういう機が熟したときには、そういう今後の災害ということをも十分踏まえながら検討していただきたいと思います、そういうふうに考えております。

以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（前田三郎君） 11番、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 私は今回の定例会におきまして、1点について村長に質問をいたします。

振興計画策定の取り組みについて。

1つとして、第3次振興計画策定事業がまもなく終了となる。事業の実績、達成率、成果と、未達成事業があれば、その課題について伺いたい。

2、第4次振興計画策定に着手されたものと思うが、取り組みについて見解をお伺いいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の質問にお答えを申し上げます。

現時点で第3次振興計画の評価についてまとめたものは、先ほどお配りしました村民アンケート調査結果報告書、中学生アンケート調査結果報告書、現計画点検・評価報告書の3点であります。それぞれ、第4次振興計画の策定に当たり、村民と行政の各部門が第3次振興計画を評価したものであります。

村民アンケートは、第3次振興計画により住民満足度がどうなったかなど、計画の個別の達成状況ではなく、包括的な村民の各分野の満足度を探るものです。中学生のアンケートも同じです。現計画点検・評価報告書は、第3次振興計画の具体的施策ごとの達成状況と、今後の課題を各部門の村担当課が自己評価したものです。

これらの結果は村民にも公開することになっております。また、第4次の振興計画策定のための村づくり委員会や地区懇談会なども、これらの結果をもとにご議論をいただくこととなります。

続きまして、現計画点検・評価報告書の概要について、ご説明を申し上げます。

評価の基準日は平成26年3月31日とし、計画期間10年のうち9年が終了した時点での評価となっています。達成度については、達成状況に応じてAからEの5段階で評価をさせていただきました。計画された施策をどの程度実施したかによる実施状況を中心に、各施策を評価いたしました。

第3次振興計画の分野別計画に掲げた179件の具体的施策を評価した達成度について、それぞれAを100点、Bを75点、Cを50点、Dを25点、Eを0点として点数化し、全体の平均を求めた結果、100点満点で65.6点となっています。

今回評価した179件の具体的施策の中には、さまざまな内容・性格の取り組みがハード・ソフト両面にわたって盛り込まれており、正確な点数評価は極めて困難ですが、第3次鮫川村振興計画は計画期間10年のうち9年が経過した時点で、7割弱の達成度となっています。

なお、客観的に評価する場合には、実施計画ごとに計画に沿った数値化が可能な指標を定める必要がありますが、指標を定めること自体、困難な点があります。村の振興計画では、達成度の評価のための指標は設けておりません。したがって、第2次振興計画と同様、評価は定量的ではなく定性的な自己評価となっております。

第3次鮫川村振興計画は、まめな暮らしを生かした村づくり、まめな暮らしを育む環境を生かした安らぎと触れ合いの村の実現を基本理念に、農村の再生、農村の環境、農村の暮らし、農村の人々と産業の4つの大きな分野別に、各種施策を掲げてまいりました。

例えば、農村の再生分野の地産地消プログラムの中には、地域住民の食生活を支援する直売所づくり、生産者の生きがいきりや安全・安心な生産物を提供する誇りを持てる特徴のある直売所づくりというのがあります。「手・まめ・館」の開設により、村民が生きがいや誇りを持てる直売所が実現でき、村が進める安心・安全な農業、そして「ゆうきの里づくり」の事業につなげることができたのは、一つの大きな成果だと思います。

また、農村の環境分野には、村をにぎやかにする森林公園等の整備という項目があります。村中心部にある館山公園は、村のシンボリックな公園、人が集まる公園として、村民の協働による整備が進められ、村の活性化のシンボルとして存在意義は年々高まっており、訪れる人も年を追うごとにふえています。

脱温暖化の地域づくりの中では、資源循環の推進や森林保全による二酸化炭素対策の推進が掲げられていましたが、村内の農家から出る家畜の糞尿を利用して良質な堆肥を生産する豊かな土づくりセンターの整備や、間伐材や林地残材を村民保養施設「さざり荘」のまきボイラーの燃料として利用する取り組みなど、村内外から注目されている施策ではあります。

農村の暮らしの分野では、携帯電話のエリア拡大や光ファイバー網の整備が掲げられていましたが、ほぼ計画どおり達成することができたのではないかと思います。

住宅団地の整備では現在、公営住宅と定住促進住宅を合わせて83戸になりますが、これは計画策定時の45戸から38戸ふえました。これにより、若者の村外への流出防止に一定の効果

があったのではないかと思います。

また、高齢者の生活支援で計画されていた地域密着型の特別養護老人ホーム及びグループホームは、平成20年度に民間の力を活用して整備し、地域で安心して暮らせる施設として、現在利用いただいております。

農村の人づくりと産業分野では、地域とともに開かれた学校づくりの中で、学校給食を通じた学校と地域のつながりづくりが掲げられていますが、学校給食センターは大豆やエゴマなど地産地消の給食メニューの提供に努めるとともに、生産者と子供たちが会食しながら生産者の話を聞く給食交流会を開催し、生産者と子供たちのきずなづくりに成果を上げております。

鮫川村の活性化の大きな柱であります「まめで達者な村づくり事業」は、第3次振興計画に掲げた各種事業を推進していく中で、着実に実績を上げたのではないかと思います。

一方、計画したものの実施に至らなかったものや、想定したところまで達成できなかった施策もあります。

例えば、農村の再生分野では、農家レストランの推進が計画されましたが、原発事故の影響もあり、推進することが困難でした。

農村の環境分野では、農村環境を破壊する大規模開発の制限や美しい景観への誘導などが掲げられ、独自の条例による規制やガイドラインの作成などが計画されていましたが、いずれも具体的な施策としては実現できませんでした。

農村の暮らし分野では、暮らしを支える多様な移動手段の中で、行政区やNPOを運営したいとする個人のワゴン車等による集落や地域住民対象の有償運行の検討が計画されていましたが、これもまだ検討にも至っていないのが事実であります。

農村の人づくりと産業分野では、農業、農村環境を生かす企業、人材の誘致推進が計画されていましたが、企業の誘致や人材の誘致には至っておりませんのも現実であります。

このように、計画には載っているもののまだまだ実現に至らないものや、実施はしたものの、当初想定した成果には至らないものもございます。これらも含め、第3次振興計画で残された方については、今後、第4次の振興計画を策定していく中で、計画策定委員会や村づくり委員会の中で検討していただくこととなります。

なお、詳細につきましては、さきに配付しました第4次鮫川村振興計画策定のための現計画点検・評価報告書をごらんいただきたいと思っております。

次に、2つ目の質問であります第4次振興計画策定の取り組みについてのご質問でありま

すが、このたび第4次の鮫川村振興計画策定に向けて、職員18名で構成する計画策定委員会と、公募による20名の村民から成る村づくり委員会を組織し、5月22日にそれぞれ第1回目の会議を開催したところであります。

計画策定委員会は、役場の係長を中心に中堅の男性職員10名、女性職員8名で構成をさせていただきました。また、村づくり委員会は、村のために何かお手伝いをしたいという情熱を持った方々20名の参画を得て委員会を構成することができました。特に、商工会青年部からは10名の青年が参加してくれました。また、女性は2名ですが、みずからの人生経験、キャリアを生かし、村のために役に立ちたいという気持ちを持った方々であります。

村づくり委員の方々の年齢は、一番若い方が22歳、一番高齢の方が74歳で、平均年齢は45歳です。会議では、まず委員の互選により委員会の委員長、副委員長を選出していただいた後、昨年度実施した村民アンケートや中学生アンケートの結果、現計画の点検・評価報告書などについて説明をさせていただきました。

次回からは、第3次振興計画の点検・評価とともに、第4次振興計画の基本構想の検討、議論に入っていきます。計画策定委員会と村づくり委員会が車の両輪になり、計画策定委員会は、先ほど言いました職員でつくった委員会です。あと、村づくり委員会が公募で集めた委員会。この2つの会が車の両輪となり、振興計画の策定作業を進めてまいります。

また、より広く村民の意見を聞く機会として、行政区ごとに住民懇談会を7月に開催する予定であります。その後の日程については、振興計画の基本構想、基本計画がまとまった段階で役場内の住民に諮った上で、条例で規定されている振興計画審議会に諮問し、審議会の答申を得て村議会に上程し、議会でご審議の上、議決をいただき、新しい振興計画が決定することになります。

この間、議員の皆さんには途中経過についてご説明申し上げる機会を数回設けて確認・検討していただき、計画書の作成等をしていく考えでありますので、ご協力をいただくことをお願いし、11番、前田議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 今、詳しく村長から答弁がありました。

第2次は前村長から引き継ぎまして、村長が3年目にして17年から第3次の振興計画に入ったわけでありました。基本構想として村長が掲げたんだか策定委員会がつくったんだか、ちょっと今、定かでないんですが、スローライフというような、かつて以前は飽食時代、それらを改めて地味な村づくり、住民の意識を変えていくというような構想で発足したわけで

あります。

当時、私は産業団体のほうの策定委員として参画したわけでございますが、今回は計画策定委員会。職員がこれらの基本構想なるものをある程度策定されたと思うんですが、その基本構想について、どのような構想をされたか、それをお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今、その構想の作成の段階に入ったばかりであります。ですから、まだお示しをする段階に入っていません。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 20名の住民参画というようなことで委嘱されたわけですね。その方たちと、これから第2回の議論、協議を煮詰めていかれると思うんですが、基本的な構想を示されないまま、それらの議論に入っていくと、さっきも申し上げましたとおり、かつては私もそれらに参画して、それにみずから、先ほど村のアンケートとか何かを精査してとかいうふうな話がありましたが、それを真っ向からもう議題に上げて、どうしたらいいかというようなことを執行者側で提案しても、なかなかその議論は進まない。ましてや前回は平成16年からもう始まっておりまして、17年3月に我々議会が議決しているわけですね。ことしの場合は、もう来年3月、これは我々議会に示されると思うんですが、この協議期間というのは恐らく短いような感じがするわけですね。それが今も答弁されましたような形で、これから協議を進めていく。これから地区でもって座談会を開催して協議を煮詰めていくというような村民の手づくりの振興計画をされていくと思うんですが、なかなか容易ではないふうを感じるわけですが、その辺は大丈夫でしょうかね。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず基本理念を決める前に大事なものは、果たして第3次振興計画を村民がどのように捉えているか。その辺をまず反省して、検証しながら、評価しながら新しい課題を探り当てて、協議での作成ということになると思います。

ただ、私は前回の第3次振興計画の中でうたった鮫川流のスローライフ、まめな暮らしを生かした、環境を生かした、そんな暮らし方が、この原発事故を考えたときに、これは私が考えたんじゃないんです。皆さんが考えたんです。ですから、これはすばらしい。つくづく、あの平成16年にこういう考えをして、皆さんがこういう考えであれば、無理な、自然を大事にしてぜいたくな暮らしを求めさえしなかったら、この原発事故はなかったんだ。これを、あの10年前に全国に訴えれば、こういった悲惨な事故はなかったなってつくづく思って、鮫

川の計画策定にかかわった皆さんの知恵に、自分も参加はしていたんですけども、びっくりして感心して、評価をしてという思いであります。

ですから、これはとても大事な基本理念でなかったかと思えます。この辺を皆さんと再度確認しながら、新しい作成になりますから、これはやっぱり確認をしていただいて議論をしていただいて、この委員会の人たちに委ねていきたいと、また思っております。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） それは一番理想的な、住民の意見を取り入れるというようなことで、これから10年間、それに向かって進んでいくというようなことでいいと思いますが、7月から各座談会を開催する運びになるわけですが、まずこういった形でやっていくのか、こういった意見を取り入れていくのか。その辺を村長、どう考えているかですね。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、重きは企画課の課長の知恵にかかるかと思えますが、まず大事なものは、第3次振興計画の評価だと思います。これを評価しながら、その評価をいただいて、あと、できなかったことも今申し上げたようにたくさんあります。こういった点を皆さんがどう捉えているのか。

ですから、私はすばらしいこの第3次振興計画の基本理念だった、この理念は余り曲げてもらいたくないなという思いがありますけれども、余り言うと企画課長のほうの、策定委員会の思いもあります。ですから、余り口を出さないで、そちらの若い考えの意見を相当重要視しながら、策定に私も加えさせていただく。

ですから、住民の懇談会も、まず第3次振興計画の評価に入るかと思えます。この評価で、十分満たされたこと、そうでなかったことで、これから皆さん、どういう村づくりを考えていますか、ほしいですかという、そちらに持って行って、住民の思いを引き出ししていきながら、基本理念の作成に入るのではないかと思います。

ですから、懇談会が終わった後に基本理念の策定ということになろうかと思えます。

課長、どうだい。

○11番（前田武久君） 課長から意見あれば。

○議長（前田三郎君） 企画調整課長。

○企画調整課長（小松 毅君） 今、村長が申し上げたとおりでございますが、基本的にはスローライフとか第3次計画のよい点は基本的には継承しまして、そのほかにつきましては各住民の皆様のご意見も頂戴しながら、特に、それぞれ第3次を計画してきた中で、いろいろ

これから、いや、こうしたほうがいいとか、別にしたほうがいいとか、さらにこうしたほうがいいとか、いろいろご意見があるかと思いますが、とにかくいろんな意見をまず頂戴しまして、それから考えて計画に進んでいければなというふうに思っております。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 策定委員会と計画委員会がいろいろこれから煮詰めていく段階でもって、私は立場上、それに対して余りちょっかいを出したくないんですが、考えていることはありますね。「まめで達者な村づくり」でもって、今まで働きがいというか生活意欲を失ってきた老人たちに豆を栽培させてつくらせてきたというようなことで、「手・まめ・館」とか何かの運営を賄ってきて、成果を上げてきたことはわかりますけれども、現在に至ってそれらが下火になってきておるということは、別に年寄りの人たちが敬遠しているわけではなくして、連作障害とか、それに見合った報酬がない、代償がないということですか。それで、どうしてもこれはもうやっても代償がない。かえって負担になってくるような状況に向かってきているのじゃないかというような問題がありますね。

それと、また恐らく振興計画には当初から、17年から公社というような名目でもって、「手・まめ・館」の名称が入っていると思うんですよね。公社と行政と、そのほかの住民とが協働参画して、村の発展を期すというような目的になっていると思うんですが、それらが全然、村長も先ほど未達成な分があるというようなことで認めておりますが、それらのことも一つの要因になっておる。

また、その未達成の部分では企業誘致ですか。やはり、この地に安心して所得があって、やっぱり家族を養えるような、そういう働き場所ですか、雇用の場の確保、そういうものが足りない。努力はされていると思うんですが、余り私から見れば努力はしていないというふうに感じられるわけですが、第4次に対しては、余計なおせっかいかもかもしれませんが、その辺はやっぱり十分、村のやっぱり存続。「まめで達者な村づくり」もいいんですが、村が自立できる村、村民がここに住んで安心して暮らせるような、そういう村づくり。これがやっぱり、これから10年間の振興計画には欠かせない重要課題であるというふうに考えておるわけでありまして。

そういったことで、1から2まで一遍に再質問になりますが、同じような内容でありますんで、その辺を村長にお伺いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず最初のご質問であります生産意欲がちょっと欠けているのではな

いか、これは所得が少し減ったのではないかというおたただしですが、私はこの戸別所得補償制度ができたときに、農家の人に負担にならない、逆に少しでもふえるようにという意味で、今は逆に、ただ所得補償の場合には若い人の通帳に入っちゃうんですね。年寄りの懐には補償分は入らないんですね。それを足してもらわないと、本当の実質的な価格はできないわけです。

恐らく皆さん、500円以上にはなっているわけです。ですから、しっかり検討してもらおうと、せがれからお前の口座に戸別所得補償で大豆分、入っているんだからといってもらえないんではね。そういったこともあります。

今、私は大変農家の人が、このように農作業が、大豆産業が疲弊しているというのは、国の農業政策にあると思います。農業政策で足りない分、国が支援してくれない分は、できるだけ村で支えてあげたいな、底上げしてあげたいなという思いがあります。大豆もそうです。エゴマもそうです。

それよりもっと大事なのは、お米なんかも果たして1万2,000円でいいのか。米まで1俵3,000円ぐらい、村のお金さえあれば支援してあげたいな、1俵3,000円ですと、1反歩に直しますと3万です。3万ぐらい、米づくりは村の一般会計から3万支援しますよと。そういった支援方法があれば、農家の皆さんも安心して農業経営ができる、農業に参画できるのではないかと、そういう思いもあります。

まず皆さんと議論しながら、議員の皆さんと議論しながら、農家の支援策、豆、大豆に限らず、何かもっと農家の人々が希望を持って農業に参画できるような策はないかと、いつも思っております。どうぞ皆さん方のご提案をお願いしたいところであります。

そして、企業誘致。これは企業誘致どころか企業を少なくするのが私の10年間の村政でありました。これは大変申しわけなく思っております。努めて反省しています。

ただ、いろいろございました。1つの泰斗工業の場合には、光ファイバーが整備されていなかった。光ファイバーは、行ってから3年後にはしかと整備されました。これはとても大事な、やっぱり高速でものを送るといのは、私ら余り、何か私のパソコンはそんなに遅いと感じなかったんですけども、専門家に言わせると全然違うんだそうです。

そういったことで、それはもう申しわけなかったなという思いがあります。ですが、あの人も、村で入るのを待ちきれずに行ったおかげで倒産です。

あとはオーゼキ製作所。これは地盤沈下なんですね。これは、ああいった地盤に誘致した村の責任はあったのではないかと、私はこれは反省しながら社長のお話を聞かせてもらいま

した。これの手当てというのもなかなか難しかったものですから、地盤沈下の流出を防ぐための方法として、地盤の調査とかは協力したんですけれども、それを施す費用は、やはり会社で持ってもらうなくちゃならない。そういったことで、会社は毎月100万ほど地盤沈下をとめるためにかかったそうです。それでもとまらないということで、いろいろ相談されて、ああいった結果になって、本当に申しわけないと思っております。

今、子供たちのアンケートの結果、子供たちです。大人は余り関心を示していないようですが、子供たちは鮫川に住んでみたい、住み続けたいという子供たちが、あの前回の第2次振興計画の策定のときのアンケートは2割だったそうです。今度は6割の子供たちが村に住み続けたいと思っている。とてもありがたいことだ。これは村づくりの成果がある程度上がったのではないかな。そういった子供たちが安心して村で過ごせるためには、子供たちの希望に合った働く場所の提供がとても大事だと思います。

こういったのは、皆さんと一緒に企業誘致を考えたいと思いますが、私はこの企業誘致、誘致される企業側が鮫川に一步足を踏み入れて、あら、この村は一風変わった村だ、どうしてこんなに里山の景観がきれいなんだ、どうしてこう人情味豊かな村なんだろう、こんな村で企業を起こしてみたいなと思われるような村づくりと思って、10年前にこう考えておりました。

ある社長さんに聞きました。これは今から6年ほど前です。白河の事業所です。どうして白河にいたのと聞いたならば、その社長さん、道に迷ったそうです。道に迷ってわけのわからないところに入っちゃって、住民の方に聞いたそうです。そこならば私知っているから案内するわと言って、おじいちゃんが先頭切ってその社長さんを案内したそうです。この人情味豊かな人の心に触れて、この人は白河の工業団地に入居した。これは何ということはない。こんなすばらしい人がいるんだから、この白河はとてもいい地域に違いないという思いだったそうです。こういったことがとても大事だ。鮫川村も私はいつか、水がきれいだ、空気がきれいだ、人情味がある、そして景観もきれいだと思われるならば、必ずこういった村の姿勢を見てくれる企業家がいるのではないかと思います。

どうぞ皆さん方も、そういった企業にお心当たりの方は、ぜひ村で住んでみないか、そして村の食材を通して家族の健康を守ってみないかと、逆にそういうアプローチしていただければと思います。

そういったことで、ご協力をお願い申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 今、村長が答弁されたことは、全て未達成の分に対しては、ある程度これから努力していく課題だというふうな答弁であろうと思いますが、計画委員会のほうでみずから示せる問題がかなりあると思うんですよね。多分、第3次振興計画では過疎の

問題で、過疎をどうやって食いとめるかというようなことで、当時4,613人くらいかな、基本台帳でね。それを第3次では4,400人ととどめていくというような目標で始まっておるわけですね。

それと、これは皆さん優秀な職員なんですから、当初から掲げている、少ない経費で効果の大きな行政を進めていくということは、これは職員の課題であると思うんですよね。それらの施策、知恵を出すのが職員の責務であるし、これを策定委員会とか何かに預けるということは、それをまたどういうふうにしたらいいかというようなことの答えを求めるということは、これはちょっと間違っているように考えるわけで、当初からそういう問題は計画すべきであると思うんですよね。

だから、そういうことをまだ一回もやっていないとすると、今までこの第3次10年間で何をしてきたのかというふうに、住民から逆にお叱りを受けるような形になると思うんですよね。だから、これから会議を進めて行く前に、そういうものをきちんと示してやるべきだと思うんです。

それで、午前中は余りやったことないんですが、一応、村長の答弁も承っておりますし、私からはこれくらいにして、今後の第4次振興計画策定に期待をしながら、来年3月、それらの提出によって我々議会が精査して議決をしてまいりたいというふうに期待をしておりますので、よろしく願い申し上げます、私の質問を終わりたいと思います。

以上であります。

○議長（前田三郎君） ここで1時30分まで休憩します。

（午後 零時06分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◇ 関根政雄君

○議長（前田三郎君） 引き続き一般質問を行います。

8番、関根政雄君。

[8 番 関根政雄君 登壇]

○ 8 番 (関根政雄君) 今般の第 4 回定例議会におきまして、2 点ほど村長、執行部側にご質問をさせていただきたいと思えます。

初めに、第 1 点目であります、障害者の将来的な福祉施設の充実と支援についてであります。

広域的な障害者福祉施設の整備は年々充実していると認識をしております。本村にとっても、知的障害者と精神障害者が村内外の各施設に通所され、社会的自立を目指し、行政と施設が連携をとって円滑な運営をされていることには、高く評価をしているところであります。

しかしながら、障害者の家族も年々高齢化しつつあり、将来的にひとり暮らしを余儀なくされる障害者も多くなると懸念をされており、グループホームの施設整備は将来的な福祉施設の充実には不可欠なものと言えます。

また、これらの現状を踏まえて、将来的な障害者福祉施設の整備支援を図るべき時期に来ていると考えておりますが、村長のご所見をお伺いをいたします。

○ 議長 (前田三郎君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○ 村長 (大樂勝弘君) 8 番、関根政雄議員の障害者の将来的な福祉施設の充実と支援についての質問にお答えを申し上げます。

議員のお考えのとおり、村としてもグループホームの施設整備は障害者の日常生活や社会生活を支援するために必要であると認識しているところでございます。自宅で家族の支えを受けながら生活している障害者が、親の高齢化などで今後の生活に不安を抱えている中で、共同での暮らしの場があることは、少しでも先行きへの不安が払拭するものと考えています。

社会福祉法人鮫川福祉会たんぽぽの家の施設長からも、グループホームの整備について相談をいただいた経過があります。その際、村としては前向きに支援したいとの思いで、村で所有している空き家の利活用を提案したところであります。

鮫川福祉会では、運営するに当たってさまざまな課題について協議を進め、具体的な運営方法や財政規約が整い次第、整備を図るものと考えております。早期に整備が図られるよう、村でも支援を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただき、関根議員への答弁とさせていただきます。

○ 議長 (前田三郎君) 8 番、関根君。

○8番（関根政雄君） 将来的にも建設に向けて前向きな取り組みをするという村長の答弁であります。

平成24年度の実績を見ますと、障害者手帳をお持ちの方は約250人近くいらっしゃいます。この中で、18歳以上と18歳以下ということで区別をされておりますが、視覚障害者から始まって精神障害者を含む方々の数でございますが、特に村内の場合にはたんぼぼの家という福祉法人がございますし、知的障害の方々が通所されている。村長おっしゃるとおり、年々、通所される家族が高齢化している。障害をお持ちの方の年齢構成、若い方から18歳以上の方々が大部分であると聞いておりますが、年齢の構成がどのようになっているか、おわかりであればご説明をお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 私の知っている限りでは……

〔「18歳から64歳、65歳以上という区別ではわかります」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） では、担当課より、わかる範囲でお答えをさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木真理子君） 障害者の年齢構成ということですが、実際には、認定に当たりましては県でも管理しているところなので、身体障害者の手帳所持者数につきましては、18歳未満、18歳から64歳、65歳以上という3区分の人数は把握しておるところですが、精神につきましては数値だけで、実際、確たる数字は、というのは入院等されているので、ちょっと精神についてはつかめていない状況で、県のほうに照会すれば人数は教えていただけるんですが。それと、知的についても年齢構成だけで、部分的な年齢構成はまだ把握していないところなんです。

ただ、要援護者ということで、村でも名簿が必要だなというところがありましたので、肢体と知的については名簿をいただいたところなので、そこで区分の整理をすれば年齢構成は引き出せるものとは思っております。

現在のところ、身体障害者の人数でございますが、18歳未満が1人、18歳から64歳が53名、65歳以上が155人。この人数は23年度末の数値でございますので、24年4月1日現在ということになります。

以上です。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） ただいまの再質問をなぜしたかと言いますと、確かに高齢になっておられる障害をお持ちの方がふえているという、これを見ても18歳以上の方が大部分であります。もう既にひとり暮らしを余儀なくされている方もいらっしゃるということで、このグループホームの建設は当然、早急にもう準備をして支援をしなくてはならない時期ということ、紛れもない状況かと思えます。そのために今お聞きしたわけであります。

それと、もう一つは村内外の施設、それと家族の方々、それと行政とのそういった現状を把握するための協議会とか、また村内には精神障害者を支援するボランティア団体もございます。こういった方々との協議会等、お話し合い等をされているのか否か。もしされているとすれば、どのような要望が高まっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず今のお話で、支援者とお話し合いが住民福祉課のほうでされているかどうかは、担当課よりお答えを申し上げます。

ただ、住居の問題で、住居というか共同生活です。ですから、グループホームですね。そういった問題では、前の施設長の白岩さんから、平成20年代のころからご相談は受けております。ただ当時は、ああいった施設を建てたばかりで経営も容易でなかった。順次にあの付近に用意したいという考えでしたから、私らもそういった障害者の親が高齢化になってきたときに、子供たちが自立した生活が、そして自立した共同生活ができればという思いでお手伝いできればという考えでございましたが、今、施設長が変わりました。新しい施設長の考え方も、そういった方向には行っているようです。ただ、具体的な相談がないものですから、早目に相談を受けて、その実行には十分対処する準備は考えております。

○議長（前田三郎君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木真理子君） 相談関係の事業ということで、相談支援事業ということで東白川地域自立支援協議会というものを4町村で設置してございまして、それぞれ部会がありまして、ちょっと名称については今お話しする手持ちの資料がないので、明確にはお話しできませんが、そういったことで相談事業を行ったり家族を支援したりということは実施しておるところです。

先日も、郡内にはグループホームということで「ウッドピアはなわ」が埴町にございますので、そこで先日、家族との相談会を催したように聞いておるところです。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） この問題は、1つの町村で解決できる問題でないとは認識しております。我が村の施設にも村以外の方々が通所をされているということで、これは今、課長の答弁にもありましたように、広域的にグループホームの必要性、あり方を考えていくべく協議会をまた推し進めていただきたいと思います。

村内には、空き家が近年目立ってきておりますし、公的な施設、さらには個人の施設等の建物もあいておる状況であります。こういった空き家対策、そして福祉の充実も含めてまずは村がグループホーム等の整備をされて、そして運営をする団体に賃貸をするという、私はこの障害者施設にとっては全く素人であります。国の施策がどのようになっているのか、それからどのような支援策があるのかというのは全く調べておりません。国の施策、国の支援があって、建設をするのにまた資格といいますか、不都合な点があるのであれば、それは村独自に支援すべきと思いますが、最後に村長にそのご所見をお伺いさせていただいておきたいと思います。空き家対策も含めてですね。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 先ほど。けさの2番目の宗田雅之議員からの質問にもありました。高齢者の共同生活をする、そういった施設があつた「ひだまり」の近くにあればなというお話でしたが、そういったことで、高齢者あるいは障害者の共同のグループホーム的な施設、こういったこともそろそろ考えていく時期なのかなという思いもしないわけでもありません。

今、議員のお話、そして先ほどの宗田議員のお話を聞いている中、こういった施設も鮫川では必要な、そういった人数の把握。

あるいは、今ちょうど第4次の村の振興計画の策定の時期でもあります。そういった中で、高齢化の進んでいるこういう山間村で、村独自の高齢者に優しい、あるいは障害者に優しい村づくりを掲げた中での展望はできないのかなという思いで、今、おります。

こういったことも皆さんと相談しながら、こういった施設も必要なという思いに今からされているところでありますので、この辺も策定委員会の中で形づけていければという思いでありますので、お答えを申し上げます。

あと、空き家なんですけど、なかなかこういった共同生活に供するような空き家というのは、今のところまだ、そのための考えもありませんでしたから、心当たりはありません。ただ、立派な、建てて10年ぐらいの空き家を村で購入したのも、関根議員はご承知のとおりでありますけど、これは都市との交流事業の中で、農村の生活を体験してもらい、農業の容易でなさ、あるいは楽しさを知ってもらって移住を勧める施設に利用したい。あの施設はそういう思い

で買い求めたということですので、この辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 障害を持たれたご両親の方々とお話しする機会がありますけれども、やっぱり死んでも死にきれないと、こう言うわけですね。やっぱり子供残して逝けないという事実を、現場の声をぜひお聞きしていただいて、第4次振興計画に福祉の村づくりの一環として計上していただきたいと思っております。

それでは、2番目の質問に入らせていただきたいと思います。

先ほど同僚議員のほうでも同等の質問があったようでもありますけれども、2番目の質問として、雇用の場の確保と企業誘致の促進についてであります。

本村には数多くの優良企業が実績を伸ばし、多くの村民が雇用されているなどの総合的な産業経済の振興に一翼を担っております。雇用の場の確保は経済の発展や定住人口の確保にも欠かせない喫緊の課題でもあり、住民の切実なる願いでもあります。

本村は交通の便や敷地等の立地条件、また人材確保においても他町村にも決して劣らないと思っております。また、誘致できる村有地も確保されていることから、あきらめずに企業誘致の促進を図って、雇用の場の確保をすべきと考えておりますが、今、策定が始まりました第4次振興計画をつくるに当たって、その促進策の基本的な考え方と方針を村長にお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の2つ目の質問であります。

雇用の場の確保と企業誘致の促進についての質問にお答えを申し上げます。

企業の誘致促進につきましては、以前より貴重なご提言をいただいておりますが、今般のご質問は、第4次の振興計画の策定に当たり、雇用の場の確保と企業誘致の方針についてのおただしであると思っております。

第3次の振興計画では、日本経済の低迷、企業の海外進出などで従来の製造業中心の誘致は困難な状況にあり、これからはまめな暮らしを生かした村づくりにふさわしい、暮らしの質を高めたり農村環境の持つ教育力、癒やしの環境と結びついた雇用創出が重要であると分析し、課題を示しております。

施策としては、暮らしに役立つ商品の開発支援、地域産業の創造・促進、教育福祉関連企業の誘致、村での起業を希望する人材の調査及び誘致、村出身大学学生等への呼びかけ、優

遇措置の認定などが掲げられておりました。

この間、「まめで達者な村づくり」事業の展開により、鮫川村の全国への情報発信力は飛躍的に高まり、これらの効果により、村に進出したい企業や能力のある人材の定住が期待されましたが、厳しい経済状況により、期待する人材や企業の誘致には至りませんでした。

雇用につきましては、食と農による地域経済振興の核となる「手・まめ・館」や、高齢者の買い物を支援する「すまいる」などによる新たな雇用も生まれてはおります。

第4次振興計画につきましては、村づくり委員会が動き出したところであります。雇用や企業誘致につきましても今後提言をいただき、それらをもとに具体的な事業に取り組んでいくことになろうかと思っております。

従来の製造業を中心とする企業が新たな場所に進出をする際に考慮しますことは、まず費用の節減であり、人件費や流通コストがどのぐらい低減できるかであります。次に、収入の増大が見込めるかであります。製品がより売れる市場があるかどうか重要です。さらに、企業の成長が見込めるかどうか、その場所に位置することにより技術革新が進み、製品のブランド力が上がり、会社の知名度がアップするかどうかであります。経営者の視点から鮫川村への誘致を考えた場合、大変厳しいものがあります。引き続き誘致に努力はしていきたいと思っております。

具体策につきましては第4次の振興計画策定の中でご議論をいただくこととなりますが、例えば、村に大規模な太陽光発電所やバイオマス発電所ができれば、発電所関連の直接雇用とともに誘致企業の優遇の措置として、電気料金を無料にするなどして誘致を推進することなども考えられるのではないかと思います。

今般の振興計画策定に当たっての中学生のアンケートの結果によりますと、「あなたは将来も鮫川村に住みたいか」との問いに、6割弱の生徒が「住み続けてみたい」と答えています。前回は2割強の回答でした。アンケートの結果は、第3次振興計画の目指した方向が子供たちにいい影響を与え、東京電力原子力災害後の第4次振興計画づくりに希望と勇気を与えてくれる点でもあります。

しかしながら、一方では大変重い責任も感じています。村が好きで住み続けたい子供たちに、果たして子供たちの考えている生きがいのある、働きがいのある、夢のある仕事を与えることができるか、職場を創出することができるかということでもあります。

企業の誘致に関しましては、徳島県の神山町という人口6,300人、山林の面積が83%ですから、鮫川より山林率は多いわけです。鮫川は73%ですね。ですから10%ほど鮫川より山深

いところであります。こんなところで高齢化率も46%。四国の山間地が今、注目されています。詳しくはインターネット等でごらんいただきたいと思います。交流を生かしたIT企業の誘致ということで、鮫川村でも参考になることがあるのではないかと思います。

鮫川村にも豊かな自然があり、都市交流の実績もあります。また、人材の移住も、ゆっくりではありますが進んでおります。大学との連携も続いております。さらに、光ファイバー網も整備されております。

神山町の交流は、グリーンバレーというNPOが町と連携しながら行っております。もともと小学校のPTA会長さんが始めた国際交流協会が母体となり発展してきた組織で、町への移住を勧めています。移住者を募集する方法が特徴的で、逆指名方式をとっています。パン屋さんがないから必要だとなった場合、空き家をパン工房に改築して優秀なパン職人を誘致するという方法であります。IT企業も、いきなりIT企業ではなくIT技術者の移住から入っていくわけです。職人、芸術家、IT技術者などの創造的な人材にとっては、豊かな自然のある子育て環境や癒やしのある生活環境が優先されるわけです。これからは、みずから雇用をつくり出す若い人材の育成・支援も、今後大切になってくることと思います。

若い人が村の中で起業にチャレンジできるような技術や資金援助などの環境づくりも必要です。これらの環境は、外部の創造的な人材にとっても魅力的なはずであります。

いずれにしましても、雇用の確保や企業誘致も、従来型の施策のみではなかなか展望が開けないのではないのでしょうか。第4次振興計画の村づくり委員会には、商工会の若い人たちがたくさん入っております。これからの雇用と企業誘致について、柔軟な発想ですばらしい提言がたくさん出てくることを期待し、関根議員へのお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 先ほど私どもの手元に渡されましたアンケートの集計も見ていますと、大字区の皆さんの重要課題としてトップに挙げられるのが医療問題、そしてまた工業の振興と企業誘致の問題、働く場所の問題を村民は挙げております。これはまさしく、若い人にお話を聞くと、まず1つは中学生のアンケートにも出ていますとおり、買い物する場所がない。その次に、働く場所がほしいということが挙げられます。さまざまなアイデアを駆使すれば、定住人口の増にもつながる施策がこれから考えられることと思います。

ちょっと視点を変えて再質問します。

企業誘致、それから商工業の振興という観点から、ちょっと村が今、推し進めている「手・まめ・館」、農業の振興ですね。農業の振興を今、軸として大楽村政3期目の仕上げ

に当たっていると思いますが、「手・まめ・館」はまさしく農業の振興を図るべく直売所であり、また堆肥センターがこのたびオープンをいたしました。答弁にもありましており、まさしく「手・まめ・館」、それから堆肥センターは村の大事な雇用の場であります。

今後、この農業を基盤としたこの施設を中心として、雇用の場をどのように図られる計画なのか、このままで維持していくというおつもりなのか、また別な角度から農業を中心とした雇用の場の拡大、それから村長の将来的な所見をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 関根議員の今ほどの「手・まめ・館」、そして農業振興、こういったことが今、着々と進んでいるところであります。直売所ができた、その盛況さによって、今、有機農業に目覚めました。有機農業、化学肥料、農薬を使わないで消費者に安心・安全を提供する。こういったことが、私はやがては、いつかお話ししたように、がんの撲滅、がんを制覇する一つの材料になるようなすばらしい農業の生産基地になるのではないかという思いであります。

ただ、これも始まったばかりです。堆肥センターもようやく稼働はしましたが、まだまだそれこそ素人の集まりで、落ち葉等も有効に利用できているわけではありません。こういった土壌改良というのは、5年、10年と長い時間がかかるわけです。こういったことで、やがて必ず、先ほど申し上げましたように、こういった企業家は、やはり大事に思うのは家族の健康であろうかと思えます。こういった家族の健康は、やはり毎日食している食生活から私は始まるのではないかという思いであります。

こういったことで、長く時間はかかりますが、必ず農家の皆さんの、ただ今の時期は行政の支援がとても大事であります。これでもって農業を支えないと、こういった有機農業に目覚めた農家の人は自立できません。こういった農家を行政で支えながら、鮫川の農業を育てていく。こういったことはとても大事なことであり、もちろん雇用の場云々でなくて、農業を支えることが大きな、村の、そして日本の農業の行く先、展望になるのではないかとも思っております。

今、TPPが大変議論されておりますが、これは食の安全・安心を度外視した政策であります。大規模な農業で、日本の農業が規模を拡大しても、決して世界の農業と太刀打ちすることはできないと思います。安心・安全で手間暇かけた農業こそが、食の安全につながるのではないかという思いであります。

鮫川村は、そういった食の安全を目指した生産基地に適しているという思いが、一番強く

こういった有機農業の村に皆さんの協力を仰いでいるわけですが、あきらめることなく、今、放射能でちょっと心配であります。ただ、放射能は決して長くはとどまらないと思います。半減期を待ちながら、しっかりと支え合って、雇用の場あるいは大きな農業の展開を皆さんで見定めていきたいなと思っておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 村には企業を誘致できる敷地も何カ所もございますし、やっぱりあきらめないということが大切だと思います。県の出先機関が中央にもございますし、また県には企業局というものもあるようでありましてけれども、そういった企業誘致ばかりではなくて、村をきちんとPRできる営業力、この営業力の確保、これが大事だと思います。

第4次振興計画策定に当たって、村役場の課の編成がえをすると、このような話を前回の議会のときに耳にしました。課の編成がえ要するに現在ある課を効率よい課に編成がえをするというお話でしたが、この中にぜひとも、人材づくりや地域づくりも大切でありますし、また企業をきちんと招致できる係、課を明確にさせていただいて、優秀な職員いっぱいおります。エキスパート職員を充てて、あきらめずに企業誘致を促進するための営業。

さらには今度、第4次振興計画を策定するに当たって20人の委員が公募されて、応募されてきたと聞いておりますが、先ほど村長がおっしゃるように、間違いなく四国は、危機感を持つ町村がいっぱいあります。うちの村よりも非常に立地条件が悪い市町村が山ほどあります。だからこそ、今の行動、今の情報化をうまく利用した町づくりが非常によく行われていますが、そういった職員、課、それから策定委員を、この1年間の中で派遣してまでも、次の世代を担う人材の育成と村の産業をどうやっていくのかということ、派遣してでも基盤をつくるようなことが、もう既にことし1年で必要かと思われませんが、雇用の場の拡大の一番の基本として、今の危機感を共有して村をどうするのか、働く場所をどう確保するのかということ、もう既にやらなくてはならないと思いますが、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 関根議員が今おただしになったのは、課の合併かと思えます。当時、職員数が足りなかったものですから、新たな職員の採用がなかったものですから、そういったことを考えたんですけども、この第4次振興計画を策定するに当たり、とても多くの人をこの策定に費やすから、今ちょっと、この計画が終わってからにしてくれないかという職員との話し合いがありました。そういったことで、この希望は、課の統合は今、次回に考え

たいということでありませう。

あと、そういった先進地、こういった鮫川以上に厳しい環境の中でもしっかりと村づくりをやっている前例が、特に四国にはたくさんあります。こういったところの研修というお話ですが、これらも踏まえながら、参考にしながら、こういった計画にも携わっていただきたいと思ひます。

ただ、新しい課のつくり方は、恐らく年明けてからになると思ひうんですね。こういったところで、恐らく来春の仕事になるのではないかとと思ひますが、今年度はこの策定に要するのが多いのではないかとということで、ご理解をいただきたいと思ひます。

あと今、1つ皆さんにお話ししたいのは、青生野に今考えているメガソーラーの基地であります。今、村が目指しておりますのは30メガ以上の想定をしております。こういったところで、30メガが実現しますと、もちろん大きな会社の誘致ということになります。村は土地の提供だけありますから、また土地の提供をするかわりに、いろいろ村の言うことも聞いてもらうということでご協力いただくわけですが、こういった事業を誘致できることになれば、大きな雇用の場にもなりますし、こういったことがコマーシャルにもなって、企業誘致にもつながるのではないかとと思ひます。それらの準備としまして、きれいな村づくり、そして「ゆうきの里づくり」、これらはとても大事な関連した村の事業でありますので、この辺も進めながら取り組んでまいりたいと思ひます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 今回のアンケートの集計を見ると、ほぼ村民の意見が集約されているようであります。ぜひとも若い人、特にまた女性を含む若い人たちの期待に沿えるような第4次振興計画であるべきであるし、それまでの、決めるまでの過程が私は大事だと思ひておりますので、ぜひ村民の声を聞きながら、また私たち議員としてもやるべきことはやるということで、村の振興につなげていきたいと思ひています。

以上で2点の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（前田三郎君） これで一般質問を終わります。

◎報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（前田三郎君） 日程第4、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてから日程第6、報告第3号 白河地方土地開発公社の経営状況についてまでの3件を一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

[議会議務局長朗読]

○議長（前田三郎君） 本件について報告を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、報告第1号から報告第3号までの3件につきましてご説明を申し上げます。

初めに、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてのご説明を申し上げます。

議案書の1ページから2ページをごらん願います。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度鮫川村繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

繰越事業の詳細は2ページの一覧表のとおりであります。

農産物備蓄倉庫整備事業2,885万5,000円ほか8事業で、翌年度の繰越額の合計は2億1,895万5,000円であります。それぞれの事業の繰越理由については、さきの議会で説明をいたしましたので、繰越理由の説明は省略させていただきます。26年度中に全事業が完了するよう工程管理に万全を期するものであります。

次に、議案書の3ページから4ページをごらん願います。

報告第2号 事故繰越し繰越計算書についてご説明を申し上げます。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成25年度鮫川村事故繰越し繰越計算書を報告するものです。

4ページをごらんください。

翌年度繰越額は、藪地区農業基盤整備促進事業304万9,000円の1件であります。この工事においては、平成26年3月末を工事期限としておりましたが、折からの復興需要の急増により、のり面工事に必要となる資機材の手配が困難となり、事故繰り越しをしたものであります。4月30日に工事が既に完了しております。

次に、議案書の5ページから12ページをごらん願います。

報告第3号 白河地方土地開発公社の経営状況についてのご説明を申し上げます。

本報告は、鮫川村が出資している白河地方土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3の第2項の規定により説明書類を議会に提出するものです。平成25年度の事業報告及び決算報告は、議案書に添付した資料のとおりであります。

以上で報告第1号から第3号までの説明とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号から報告第3号までの報告を終わります。

◎議案第41号～議案第43号の上程、説明、質疑、採決

○議長（前田三郎君） 日程第7、議案第41号 専決処分の承認を求めることについてから日程第9、議案第43号 専決処分の承認を求めることについてまでの3議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第41号から議案第43号の3議案についてご説明申し上げます。

議案書の13ページから14ページをお開きください。

初めに、議案第41号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

鮫川村税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により平成25年3月31日に専決処分をしたので、承認を求めるものです。

今回の改正は地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴う改正であります。

改正の第1点ですが、軽自動車税の見直しで、軽四輪及び小型特殊自動車、原付及び二輪車の標準税率を1.5倍または1.25倍に引き上げ、平成27年度分から新税率を適用するものがあります。平成27年度です。来年からです。

第2点目が、地方法人課税の地域間の税源の遍在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率8%の段階において、市町村税法人税割の税率を現行の12.3%から9.7%に引

き下げ、引き下げ相当分について地方法人税として国税化し、地方交付税の原資化を図るといふものであります。

次に、議案第42号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の20ページをお開きください。

議案第42号の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

鮫川村国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により平成25年4月1日に専決処分をしたので、承認を求めるものであります。

本改正は、4月からの診療所医師の勤務形態の変更に伴い条例の整備を行うもので、診療日を月曜日から土曜日までの6日間とし、診療時間を月曜日から金曜日までが午前8時30分から午後5時まで、土曜日を午前8時30分から正午までとするものであります。

次に、議案第43号 専決処分の承認を求めることについてのご説明を申し上げます。

議案書の22ページから25ページ、事項別明細書の1ページをごらん願います。

平成26年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）の専決処分の案件で、本案は地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成26年3月22日に補正予算の専決の処分をしたものであります。

同条3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

さきの全員協議会で協議を申しあげました湯の田温泉周辺の環境整備と整備後の活用を図る目的で、村が買収する関連土地等を取得するための予算について専決処分をしたものであります。

補正前の予算額31億3,600万円に対し2,590万円を増額し、補正後の予算額31億6,190万円とするものであります。

歳入です。17款の繰入金、2項7目公有施設整備基金繰入金2,590万円を公有施設整備基金から充当するものであります。

歳出で、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、17節公有財産購入費2,590万円を増額するものであります。

以上で議案第41号から43号までの説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、前田武久君。

○11番（前田武久君） 議案第41号の専決処分ですが、27年度から課税というようなことでありますが、現有台数、対象車両の台数ですか。それ、何本くらいあるのでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

○村長（大樂勝弘君） 台数については担当課より説明を申し上げます。

議長、ちょっと休議して。

○議長（前田三郎君） ここで暫時休議いたします。

（午後 2時21分）

○議長（前田三郎君） 引き続き会議を開きます。

（午後 2時23分）

○議長（前田三郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 哲君） ただいまのご質問にお答えします。

台数でございますが、条例改正案では平成27年度の調定ということでございまして、実際には今、26年度の調定しかかっておりませんので、正確な数字の答えにはならないと思いますが、参考までに申し上げます。

軽自動車の第一種215台、第二種乙11台、二種甲が9台、農耕作業車用が433台、軽二輪車が30、自家用の軽が876台、営業用が2台、自家用が884台、営業用が41台と、これなかなか把握できないと思いますが、合計で2,538台が軽自動車に登録になっているものでございます。

それで、新税率は27年度ということで、四輪の乗用が新規登録です。

〔「新しく買ったやつからとられる」と言う人あり〕

○総務課長（石井 哲君） ええ。税率もおのおの変わってくるわけですが、それは詳細……。

参考までに今、改正条例案をごらんいただきたいと思いますが、現行7,200円の軽乗用車が1万800円、現行、軽トラックで4,000円が5,000円、その他は先ほど申し上げました約1.5倍から1.25倍というふうな数字になっております。

農業作業用なんか1,600円が2,000円なんですけれども、これは標準税率で言っているのは2,400円ということなんです。今回、郡内特例ということで申し合わせしまして、2,000円という額で、抑えた数字で計上させていただいております。

あと、関連して、14年継続した部分については重課税ということで、額がさらに加算され

るというような税率になっております。

簡単ですが、以上でご説明とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） ただいまの答弁でよろしいですか。

11番、前田君。

○11番（前田武久君） アップ率は、額はどのくらい見通しているか。

○議長（前田三郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 哲君） 正確な数字で申し上げられませんので、もし可能であれば、はじき出して提示したいと思います。先ほども軽自動車の四輪のほうが新たな登録分からということなので、その分は分けて考えなくてはいけませんので、単純にどれくらい伸びるかということとは……

〔「わからないのか」「正確な数字はね」と言う人あり〕

○総務課長（石井 哲君） 申しわけないんですけども。ですから、議案調査の中でもお示しできますので、そのときまでには、概算しかないと思うんですが。

〔「買うか買わないかわからない」と言う人あり〕

○総務課長（石井 哲君） どれだけ購入されるかというのも未知数ですので、そこの部分は一定の数字、こういうケースの場合はこうだというふうな数字であれば、お出しできると思います。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

専決処分の議案でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第41号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（前田三郎君） これから議案第42号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第43号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第44号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第10、議案第44号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第44号につきましてご説明を申し上げます。

議案第44号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

平成26年度の国民健康保険事業を運営する所要額を確保するため、国民健康保険税の案分率などを定める条例を改正するものです。

お手元の国保税関係資料をあわせてごらんください。

平成26年度の国保税においては、医療給付費分で所得割を0.18%、資産割を3.04%、均等割を1,100円、平等割を400円それぞれに引き上げ、軽減措置を受けない一般世帯の1世帯当たり負担額で352円の減額、1人当たりの負担額では1,199円の増額となります。

後期高齢者支援金分では、所得割を0.12%、資産割を1.63%、均等割600円、平等割300円それぞれ引き上げ、一般世帯で1世帯当たりでは790円、1人当たりの負担額では1,021円の増額となります。

介護給付金分では、所得割を0.22%、資産割を1.37%、均等割を800円、平等割を400円それぞれ引き上げ、一般世帯で1世帯当たりでは2,028円の増額、1人当たりの負担額では2,018円の増額となります。

これらの条例改正案については、6月5日に開催しました第1回鮫川村国民健康保険運営協議会に諮問し、同日付でこの条例改正案は適当であるとの答申をいただいております。

以上で議案第44号の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

◎議案第45号～議案第50号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第11、議案第45号 平成26年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）から日程第16、議案第50号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてまでの6議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第45号から議案第50号までの6議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第45号 平成26年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書の27ページから31ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3ページをごらんください。

補正前の予算額31億6,190万円に対しまして、今回4,894万5,000円を増額し、補正後の予算総額を32億1,084万5,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書の4ページをごらん願います。主なものをご説明申し上げます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の子育て世帯臨時特例給付金給付事業費568万8,000円の増額は、消費税増税に伴う子育て世帯の影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図るため、臨時的に給付事業を行う補助金の増額であります。

3目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金1,449万円の減額は、村道鮫川中学校線外1路線の舗装の工費について、国の配分額の決定による減額であります。

5目総務費国庫補助金、1節総務費補助金の臨時福祉給付金給付事業費729万2,000円、事務費335万4,000円、合わせて1,064万6,000円は、先ほどの子育て世帯臨時特例給付金の説明と同様に、消費税増税に伴う低所得者への負担の影響に鑑み、臨時福祉給付金を給与するためのものです。臨時給付金です。

同節の社会保障税番号制度システム整備費569万4,000円の増額は、平成25年5月に番号関連法案が成立し、社会保障税番号制度が導入されたことに伴い、住基システムの整備を行うものであります。

6目農林水産業費の国庫補助金、1節農業費補助金の農業基盤整備促進事業費2,535万5,000円の増額は、農業基盤整備事業、国の配分額の確定によるもので、農林水産業費県補助金からの組み替えを行うものであります。

事項別明細書5ページをごらんください。

14款県支出金です。2項県補助金、5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の被災農業者向け経営体育成支援事業費3,275万3,000円は、豪雪による農業施設の被害に対する復旧事業補助金です。

同節農業農村整備事業費3,355万円の減額は、藪地区農道の国庫補助金に予算組み替えを行うものであります。

16款寄附金、1目総務費寄附金、1節地域振興寄附金のふるさとづくり寄附金29万9,000円は、本村職員の退職者、4月に退職しました芳賀亨氏と近藤保弘氏の2名と、松本カズジ様からの寄附金であります。これ、賀寿の祝いのときの村への寄附であります。松本カズジさんのおばあちゃんですね。おふくろさんでなくて、おばあちゃんが100歳になりました。そのお祝いに村へ寄附を10万円もらいました。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金1,550万円は、藪農道整備事業の辺地債借入減額による財政調整基金から繰り入れるものであります。

7目1節公有施設整備金繰入金こどもセンター合併処理浄化槽新設事業費1,230万円は、こどもセンター合併処理浄化槽新設事業に伴う工事費の増額に対して、公有施設整備基金からの繰り入れを行うものであります。

同節湯の田温泉活用事業760万円は、事業を進めるために湯の田地区の測量業務委託料に公有施設整備基金から繰り入れするものであります。

同節の移住交流促進住宅改修事業費890万円の増額は、旧泰斗敷地内にある建物について改修工事を施し、移住交流促進住宅施設として活用するため、公有施設整備基金から繰り入れするものであります。

20款の村債です。議案書の31ページの第2表、地方債補正をあわせてごらんください。

1項村債、1目1節辺地対策事業債の農業基盤整備促進事業債2,740万円の減額は、同事業が起債対象に該当しない見込みから、起債を見送ることとするものです。

同節の消防車庫建築事業債600万円は、宝木地内の消防車庫建築工事であります。

2目1節過疎対策事業債の村道鮫川中学校線・壇ノ岡線舗装補修事業債1,070万円の減額は、国からの事業費減額によるものであります。

6ページをごらんください。

4目災害復旧事業債、1節公共土木施設災害復旧事業債の過年度公共土木施設災害復旧事業債260万円は、事業費の確定によるものであります。

7ページをお開きください。

歳出です。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、13節委託料の湯の田地区測量業務763万8,000円の増額は、湯の田地区の環境整備及び活用を図るための基礎となる測量を行うものであります。

8ページをごらんください。

15節工事請負費1,001万8,000円のうち893万3,000円の増額は、旧泰斗工場敷地内にある施設について、移住交流促進住宅として改修し活用するためのものです。

9目臨時福祉給付金給付事業費、19節負担金、補助及び交付金920万円は、消費税率8%引き上げに伴い、低所得者への負担軽減のために暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給するものであります。

9ページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳費、13節委託料の番号制度施行に伴うシステム設計業務410万

4,000円の増額は、番号関連法案が成立し、社会保障税番号制度が導入されることに伴い、住基システムの整備を行うものであります。

11ページをごらんください。

3款民生費です。

3款民生費、2項児童福祉費、5目こどもセンター費、15節工事請負費1,257万7,000円の増額中、1,234万9,000円はこどもセンターの合併処理浄化槽老朽化に伴う浄化槽新設工事費1,942万5,000円に対し、幼児の安全を確保するための仮設工事費、既存浄化槽解体撤去工事費を加え、さらに各種資材単価の高騰による増額を行うものであります。

6目子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、19節負担金、補助及び交付金500万円の増額は、消費税増税に伴う子育て世帯への影響を緩和し、消費の下支えを図るため臨時的な給付を行うものであります。

13ページをごらんください。

6款農林水産業費です。1項農業費、3目農業振興費、8節報償費の大豆振興対策事業報酬58万3,000円の増額は、大豆加工品の消費拡大PRのため、6月の納税表彰式、納税組長会議において、村内全世帯に「達者のしょうゆ」1リットル入りを配布するものであります。

14ページをごらんください。

同13節委託料の農産物ブランド化業務280万8,000円の増額は、村農産物のブランド化が図れるようパンフレットや物販用アイテムを充実させ、PR活動を推進するものです。財源にはブランドイメージ回復支援交付金を活用しております。

19節負担金、補助及び交付金の被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金3,852万7,000円の増額は、2月の雪害によるパイプハウス等復旧事業費の総額1億1,759万6,000円のうち、自己負担額1,106万9,000円を引き、さらに平成25年度予算繰越額6,800万円を差し引いた3,852万7,000円を増額するものです。

6目農地費、13節委託料400万円の増額は、農道整備工事に伴う測量設計委託で、藪地区のり面崩落箇所200万円及び大久保大根屋敷地区200万円であります。

15節工事請負費、農道整備工事費1,700万円の増額は、農道整備工事藪地区の補助事業費決定による減額であります。

15ページをお開きください。

2項林業費、1目林業総務費、16節原材料費69万9,000円の増額は、館山公園の管理作業用材料で、既設の遊歩道用ウッドチップ等の購入費です。ウッドチップが薄くなってしまっ

たんですね。これに敷き直すということでもあります。

16ページをごらんください。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、15節工事請負費2,520万円の減額は、村道鮫川中学校線外1路線舗装工事で、当初6,400万円計上していた事業費に対し、国の補助額が減額となり、変更後の事業費3,880万円となったことによる減額であります。

次に、議案第46号 平成26年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書の32ページから34ページ、事項別明細書の22ページをごらん願います。

初めに、事業勘定です。

補正前の予算額4億6,124万1,000円に対しまして、今回337万4,000円を増額し、補正後の予算額を4億6,461万5,000円とするものです。

今回の補正は、議案第44号の鮫川村国民健康保険税条例の一部改正による補正が主なものであります。

事項別明細書の23ページをごらんください。

歳入です。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分は、1,778万5,000円を減額補正します。

同じく2節後期高齢者支援分現年課税分14万5,000円の減額、同じく3節介護給付金分現年課税分16万9,000円の増額です。

2目退職保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分は114万1,000円を減額補正します。

同じく2節後期高齢者支援分現年課税分は16万6,000円の減額です。

同じく3節介護給付金分の現年課税分20万5,000円の増額です。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金の事務費23万8,000円の増額は人事異動によるものです。

9款1項繰越金、1節その他繰越金2,199万9,000円を増額するものです。

歳出の補正です。

24ページをごらん願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料18万8,000円の増額は人事異動によるものです。

10款諸支出金、1款償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付分還付金45万1,000円の増額は、過年度から他保険に加入していた被保険者に対する還付金等及び還付加算金です。

次に、直診勘定です。事項別明細書は27ページをごらんください。

補正前の予算額7,069万4,000円に対しまして、歳出において予備費等で同額を増額計上するものであります。

次に、議案第47号 平成26年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書の35ページから36ページ、事項別明細書は31ページをごらん願います、31ページ。

補正前の予算額1億4,900万円に対しまして、今回11万4,000円を増額し、1億4,911万4,000円とするものです。歳入において、一般会計から11万4,000円を繰り入れ、歳出において11万4,000円増額するものです。これは人事異動による人件費の所要額を増額するものです。

次に、議案第48号 平成26年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書37ページから38ページ、事項別明細書は35ページをごらんください、35ページです。

補正前の予算額4億3,896万6,000円に対しまして、今回4万4,000円を増額し、43億9,001万円とするものであります。

歳入において、一般会計から4万4,000円繰り入れ、歳出においても4万4,000円増額するもので、人事の異動による人件費の所要額を増額するものであります。

次に、議案第49号 平成26年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書の39ページから40ページ、事項別明細書は39ページをごらん願います。

補正前の予算額1億418万円に対しまして、今回79万8,000円を増額し、1億339万1,000円とするものであります。

歳入において、繰入金を79万8,000円減額し、歳出においても79万8,000円を減額するものであります。人事異動による人件費を減額するものであります。

次に、議案第50号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてご説明を申し上げます。

議案書の41ページをお開きください。

白河広域市町村圏整備組合市町村の収納率向上を図り、滞納額の圧縮に努めることを目的に、組合内に滞納整理部門を設置するため、地方自治法第286条第1項の規定により白河地方広域市町村圏整備組合同規約の変更に関する協議について、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第45号から第50号までの6議案の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日は各常任委員会で議案調査、11日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時56分）

第 4 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成26年第4回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

平成26年6月11日(水曜日) 午前10時開議

- 日程第1 議案第44号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第2 議案第45号 平成26年度鮫川村一般会計補正予算(第2号)
質疑、討論、採決
- 日程第3 議案第46号 平成26年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
質疑、討論、採決
- 日程第4 議案第47号 平成26年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
質疑、討論、採決
- 日程第5 議案第48号 平成26年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第1号)
質疑、討論、採決
- 日程第6 議案第49号 平成26年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第1号)
質疑、討論、採決
- 日程第7 議案第50号 白河地方広域市町村圏整備組合理約の変更について
質疑、討論、採決
- 日程第8 請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出について
審査結果の報告、質疑、討論、採決
- 日程第9 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第51号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて

提案理由説明、採決

追加日程第2 発議第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出について

提案理由説明、質疑、討論、採決

出席議員（11名）

1番	岡部	明君	2番	宗田	雅之君
3番	前田	雅秀君	6番	蛭田	武彦君
7番	星	一彌君	8番	関根	政雄君
9番	山形	郁夫君	10番	早川	正博君
11番	前田	武久君	12番	坂本	忠雄君
13番	前田	三郎君			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂	勝弘君	副村長	白坂	利幸君
教育長	奥貫	洋君	総務課長	石井	哲君
企画調整課長	小松	毅君	住民福祉課長	鈴木	眞理子君
農林課長 兼任農業委員会 事務局長	本郷	秀季君	地域整備課長	佐藤	博君
教育課長	須藤	健君			

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	増谷	隆夫	書記	渡邊	敬
------	----	----	----	----	---

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第1、議案第44号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成に方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号～議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第2、議案第45号 平成26年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）から日程第6、議案第49号 平成26年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第

1号)まで5議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、前田武久君。

○11番(前田武久君) 事項別明細書なんですけれども、補正予算の大体5ページですか、繰入金がありますね。湯の田温泉活用事業費760万円、これが一応測量調査費というような形で繰入金として補正をするというようなことですが、地域の開発は当然これから将来に向かってやるべきことではあるかと思いますが、ちょっと時期尚早ではないかというように考えておるわけですが、その760万円の用途ですか、目的、内容について答弁願います。

○議長(前田三郎君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

○村長(大樂勝弘君) 公有施設整備基金の繰入金の湯の田温泉活用事業費760万円に対してのご質疑ですが、あの付近一帯、さぎり荘の改修工事に当たり、付近の山林、これは民間の山林でありましたが村で購入したいきさつがあります。このときに、山は村で管理したのですが、中沢地区の国調がまだ確定しておりませんでした。それで村の財産となっているのですが、その辺が明らかに登記事項が——登記事項というか、地番確定とかそういった不都合がありました。このたび確定したものですから、これと合わせて今度借り入れする土地の公有財産をきちんと明確化しておこうという測量が入ります。あと、この測量が入りました後に、一番大きなこの760万円は解体事業費にあります。解体事業費は補助金をいただいての事業になりますから、計画だけ今回予算だけ精算させてもらって、事業費は補助金の目安がついてから始まるようになろうかと思いますが、ただ、今いろいろ事業が進んでいないのが、温泉源の確保であります。このあたりの地区の土地を買い求めた一番の要件は、村の必要としているのは、温泉源の確保ではなかろうかと思いますが。温泉源の確保が明確になりまして、この掛田さんから移譲になった時点で土地の売買は成立しますので、もうちょっと時間がかかるのではないかという思いでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(前田三郎君) 11番、前田君。

○11番(前田武久君) 大体内容はわかっておりますが、実はあそこの鉄橋ですね、私たちもちよっとあれは大変だなというふうを考えておるわけですが、今村長が、これは補助金で大体やれるように予算を獲得するというような意味合いの話ですが、なるべく解体費をかけないような方法、何かきのうちょっと調査で聞いたところによると、土木事務所の

河川のほうの許可を得るための、その備えの準備資金だというような内容みたいな感じで、別にあそこ河川があるから建物壊すのに760万円、大体760万円はそのための費用だというような説明を受けたものですから、そんなに何でかけなくちゃならないのかなというふうに思っているわけですね。きのうも委員の人たちとも話したのですけれども、あの川に太い鉄骨でも仮に並べて、厚い鉄板でもやって川に直接落ちないような方法でやれば別に土木事務所だって許可しないとかなんかというようなことは言うはずはないんですよ。環境美化のために村でやるというんだからね、だからそういう方法はあると思うんです。補正で760万円をとるのはいいかもしれないけれども、別にそんなに難しい問題ではない。それから湯川のほうから中沢の入り口のほうへ行く赤線がありますね。あの赤線もその上を通っているんだけど、あの赤線の道路を仮に地権者に承諾を得てちょっと重機が入るような方法をとって、そして上からでも重機でもって壊すことはできることも考えられるし、解体費は1,000万円くらいかかるんじゃないかというような憶測もしておりますけれども、村のものになった場合にはとにかくなるべく経費をかけないように、住民が負担するんですから、そういうような方法で、とにかく地域の、さぎり荘周辺の観光開発というのを進めていくような方法をとるべきじゃないかなというような考えを持ったものですから、村長にそのような考えをただしたわけなので、そういう方法をとっていくべきだと思うんですが、どうですか、もう一度お願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の解体費を環境美化に努める事業でありますから、これは本当に難しい許可なんて必要ないと私も思ったんですよ。ですけど、決まりがありますから、決まりだけは当然河川の利用とか、下流地域に迷惑をかけないような対策だけはとらせてもらって、もちろん、まず最少の経費で最大の効果を上げるべく努力します。もちろん、早い時期に手に入りましたらば、権利が移動になったときには、皆さんと相談しながら、解体方法などもまず最初の予算でいかに事業を進めるかは、皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思えます。どうぞひとつよろしくご提案、今から皆さんもいろいろな方法を模索して、検討していただけたらと思えます。ありがとうございます。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号 平成26年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第46号 平成26年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第47号 平成26年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第48号 平成26年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第49号 平成26年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第7、議案第50号 白河地方広域市町村圏整備組合理約の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号 白河地方広域市町村圏整備組合理約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第3号の審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第8、請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出についての審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

○11番（前田武久君） 請願・陳情審査結果報告について。

事件名、請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された本請願・陳情については、6月10日午前10時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定しました。

理由。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。国、地方公共団体に対して、情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学び自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。よって採択と決定いたしました。

少数意見の留保なし。

本委員会において以上のとおり決定したので、報告いたします。

以上です。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願第3号に対する委員長の報告は採択です。

この請願第3号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで、暫時休議いたします。

（午前10時19分）

○議長（前田三郎君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議員派遣について

○議長（前田三郎君） 日程第9、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は、会議規則第122条の規定に基づき、町村議会広報研修会に議員の派遣を決定しようとするものでございます。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

◎日程の追加

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま村長から議案第51号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての1議案と、発議第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出についての1議案が11番、前田武久議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理いたしました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

◎議案第51号の上程、説明、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第1、議案第51号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

○村長（大樂勝弘君） それでは、追加日程、議案第51号の固定資産評価審査委員の選任の同意についてのご説明を申し上げます。

今、鮫川村では固定資産評価審査委員を3人の方をお願いしております。1人の方は1期目の西野西山地区から選出されております、藤元健次郎氏、2人目が東野富田地区から選出されております、大平忠一さん、2期目です。

それで、今回お願いいたしますのは、3期目になります。2期目満了で7月半ばに任期を迎えます、2期目の蛭田吉郎氏であります。蛭田吉郎氏をご承知のとおり、渡瀬の区長さん、そしていろいろ鮫川村のシルバー人材センターで活躍している公正・公平なお方でございます。昭和13年8月20日生まれですから、満75歳であります。ちょっと高齢ではあります、十分まだまだ委員としてのお働きはできる方でありますので、3期目をお願いしたところ、議会の皆さんの同意をいただければ選任していただけるというお話でございますので、ご承認をいただくよう提案をさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

これから議案第51号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第2、発議第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出については、さきの日程における請願及び陳情の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

これから発議第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出についてを採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（前田三郎君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りいたします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第4回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでございました。

（午前10時36分）

上記会議次第は事務局長増谷隆夫の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成 年 月 日

議 長 前 田 三 郎

署 名 議 員 宗 田 雅 之

署 名 議 員 前 田 雅 秀